

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月25日
【事業年度】	第46期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社アイネス
【英訳名】	INES Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 泰彦
【本店の所在の場所】	（登記上の本店所在地） 神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号 （本社事務所） 東京都港区赤坂六丁目11番1号
【電話番号】	045(912)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 梶浦 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目11番1号
【電話番号】	03(3505)6131(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 梶浦 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高(百万円)	40,882	37,363	38,044	42,992	40,894
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	3,369	429	1,848	910	1,597
当期純利益又は 当期純損失( )(百万円)	1,350	2,079	3,221	162	3,619
純資産額(百万円)	60,525	56,101	51,582	50,841	45,826
総資産額(百万円)	76,887	69,752	66,024	65,117	59,950
1株当たり純資産額(円)	1,240.77	1,203.18	1,123.81	1,133.84	1,061.84
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ( )(円)	26.74	43.84	69.74	3.59	81.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	26.70	-	-	-	-
自己資本比率(%)	78.7	80.4	78.1	78.0	76.3
自己資本利益率(%)	2.3	3.6	6.0	0.3	7.5
株価収益率(倍)	37.5	24.1	12.9	211.7	6.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	2,734	1,933	1,353	2,552	4,622
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	4,465	243	696	2,487	2,018
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	2,630	2,764	1,062	932	1,389
現金及び現金同等物の 期末残高(百万円)	16,650	15,575	15,170	14,301	15,516
従業員数(人)	1,919	2,024	2,085	1,846	1,844

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の平成19年3月期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 平成17年3月期、平成18年3月期および平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高(百万円)	38,493	30,194	30,302	34,621	36,088
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	3,112	1,247	2,656	281	1,193
当期純利益又は 当期純損失( )(百万円)	1,122	2,191	3,635	358	3,877
資本金(百万円)	31,457	31,457	31,457	31,457	31,457
発行済株式総数(千株)	51,895	51,895	51,895	51,895	50,000
純資産額(百万円)	60,070	55,539	50,616	50,039	44,757
総資産額(百万円)	73,816	66,716	62,459	62,987	57,426
1株当たり純資産額(円)	1,231.53	1,191.31	1,103.04	1,117.51	1,038.90
1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額 (円))	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	- (-)	7.50 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ( )(円)	22.25	46.01	78.37	7.92	87.76
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	22.22	-	-	-	-
自己資本比率(%)	81.4	83.3	81.0	79.4	77.9
自己資本利益率(%)	1.9	3.8	6.8	0.7	8.2
株価収益率(倍)	45.1	23.0	11.5	96.0	5.6
配当性向(%)	44.9	-	-	94.7	-
従業員数(人)	1,470	1,514	1,525	1,524	1,507

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の平成19年3月期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 平成17年3月期、平成18年3月期および平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【沿革】

年月	沿革
昭和39年7月	(株)協栄計算センターとして協栄生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株))より独立。
昭和43年6月	地方自治体向け、住民情報システム開発。
昭和44年4月	ソフトウェア技術部門設置。
昭和48年4月	北関東支社(現関東データセンター)開設。
昭和48年10月	札幌支社、大阪支社、名古屋支社開設。
昭和49年3月	本社・北関東支社(現関東データセンター)間に通信回線設置。
昭和50年2月	仙台支社(現東北支社)開設。
昭和50年10月	(株)協栄データサービス(現(株)KDS)(現連結子会社)を設立。
昭和51年3月	岡山支社(現広島支社に統合)開設。
昭和51年6月	福岡支社開設。
昭和58年8月	全国主要都市を結ぶネットワーク(KICNET)を構築。
昭和59年8月	(株)アイネスに商号変更。
昭和60年4月	電気通信事業法に基づく、一般第二種電気通信事業を開始。
昭和62年2月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
昭和62年6月	高津事業所(アイネスコミュニケーションプラザ)開設。
昭和63年3月	電気通信事業法特別第二種電気通信事業者として郵政省(現総務省)に登録。
昭和63年12月	システムインテグレータとして通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成元年6月	本店所在地を神奈川県川崎市高津区二子六丁目13番10号に移転。
平成2年3月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成2年8月	(株)アイ・エス・エス(現連結子会社)を設立。
平成2年9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定。
平成3年5月	横浜市に総合研究所開設。
平成7年3月	特定システムオペレーション企業として通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成7年7月	本店所在地を神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号に移転。
平成9年12月	アウトソーシング分野でISO9000シリーズの認証を取得。
平成10年10月	(株)コルネットと合併、幕張事業所を開設。
平成11年2月	プライバシーマーク認定を受ける。
平成11年9月	(株)シー・オー・シー(現連結子会社)を設立。
平成11年12月	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)と資本・業務面で提携。
平成12年3月	港区赤坂事務所社屋を取得し、本社機能を集中。
平成14年1月	静岡支店開設。
平成14年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の適合認証を取得。
平成14年12月	(株)INPM(現連結子会社)を設立。
平成16年3月	大和銀総合システム(株)(現(株)DACS)の株式取得。
平成16年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を高津事業所にて取得。
平成16年9月	日立ソフトサービス(株)(現(株)SKサポートサービス)(現連結子会社)の株式取得。
平成17年3月	ISMS Ver.2.0の登録更新及び全国13拠点へ拡大。
平成17年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を赤坂本社事務所にて取得。
平成17年3月	ソフトウェア開発の能力成熟度モデルCMMIレベル3を生保システム本部にて達成。
平成17年9月	新日本システム・サービス(株)(現連結子会社)の株式取得。
平成18年3月	エム・シー・エス(株)(現持分法適用関連会社)の株式取得。
平成18年6月	事前警告型買収防衛策を株主総会の承認を得て導入。
平成18年12月	環境マネジメントシステムISO14001認証を大阪支社にて取得。
平成19年3月	ISMSをJIS Q27001:2006版に対応及び全国15拠点へ拡大。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社および子会社6社、関連会社1社で構成されており、事業内容は情報処理・通信サービス、ソフトウェア開発、システム提供サービスおよびその他システム関連サービスであります。当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

なお、当社発行済株式総数の21.22%を所有している日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社は、当社のその他の関係会社であります。同社とは情報処理・通信サービスおよびソフトウェア開発業務について取引関係がありません。

#### (1) 情報処理・通信サービス

お客様のコンピュータ設備（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等を総称する。以下同意で使用）をお預かりして、または当社所有のコンピュータ設備を運用して、お客様の事業活動に関わる情報処理・通信業務を24時間・365日体制で代行するサービスであります。なお、このサービスの中には、ソフトウェアの保守、一部小規模な改修・改良等のメンテナンスに関わるサービスも含まれております。

（関係会社） 株式会社 アイ・エス・エス、株式会社 シー・オー・シー、株式会社 SKサポートサービス、新日本システム・サービス 株式会社、エム・シー・エス 株式会社

#### (2) ソフトウェア開発

大手銀行や保険会社の基幹システム、中央省庁の行政システムなどのアプリケーションソフトウェアの開発やコンピュータや設備等ハードウェアを動かすための基本ソフトウェア、制御ソフトウェアの開発を行う事業であります。ソフトウェア開発に関わる各工程（分析、設計、プログラム開発、総合試験など）を一貫してお引き受けしております。また、ERPパッケージの導入やアドオン開発もこの事業に含まれております。

（関係会社） 新日本システム・サービス 株式会社、エム・シー・エス 株式会社

#### (3) システム提供サービス

お客様に最適な情報システムを構築し、ご提供するサービスであります。コンサルティングから情報システムの企画、開発、試験、移行、最適なハードウェアやネットワークの調達・選定、業務移行までを総合的にお引き受けしております。また、ご提供したソフトウェア及びハードウェアの保守サービスも含まれます。具体的事例として、当社が長年蓄積した地方自治体業務のノウハウを活かした「WebRings」によるシステム構築があります。また、ご使用のシステム機器の増強や入れ替え等の機器販売も含まれております。

（関係会社） 新日本システム・サービス 株式会社、エム・シー・エス 株式会社

#### (4) その他システム関連サービス

情報システム関連の付帯サービスを行う事業であります。具体的には、紙媒体から電子データを作成するデータエントリーサービス、ヘルプデスク、セキュリティ、パソコン教育などの上記(1)～(3)に属さないその他のサービスであります。

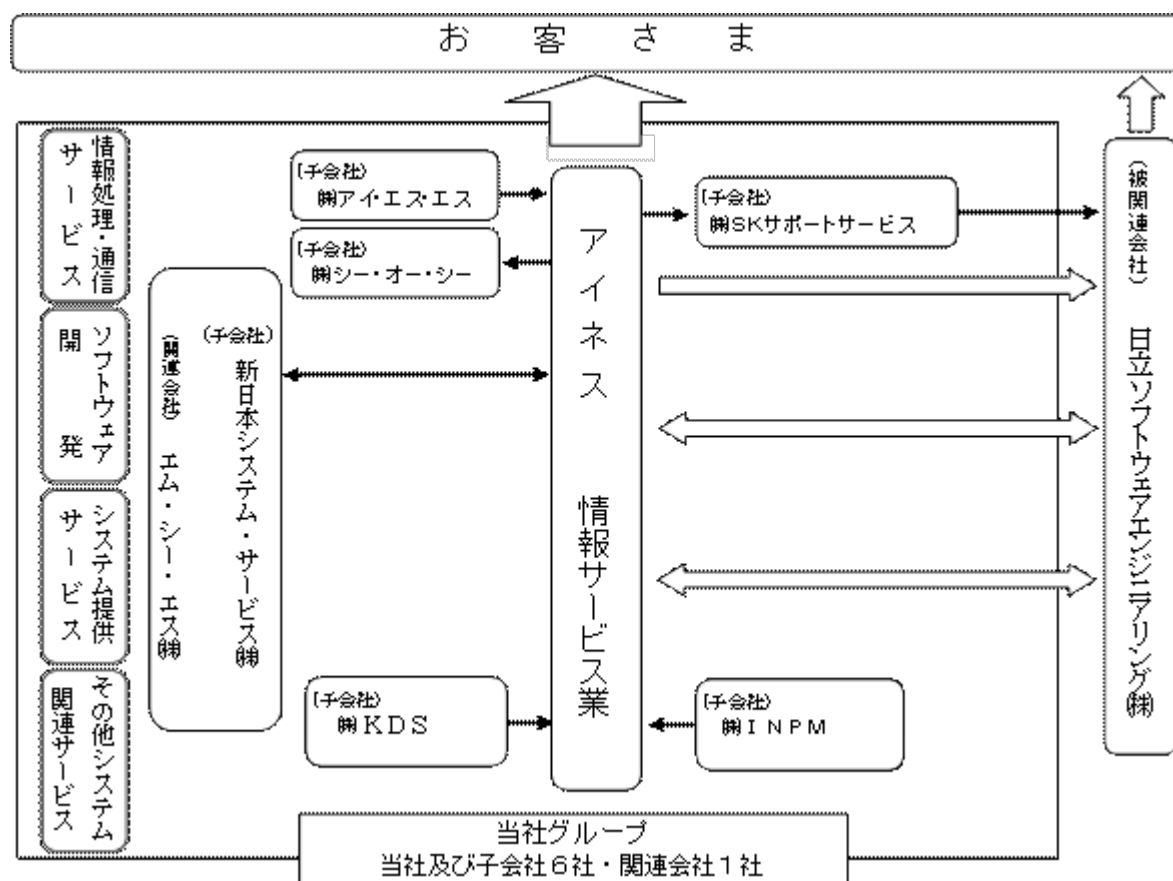
（関係会社） 株式会社 KDS、株式会社 INPM

当社グループの事業区分を、(社)情報サービス産業協会が公表した「情報サービス産業における有価証券報告書の記載モデル」のサービスアイテムに基づき分類すると以下のとおりとなります。

事業区分	事業内容に含まれるサービスアイテム
情報処理・通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソーシングサービス</li> <li>・受託計算サービス</li> <li>・VANサービス</li> <li>・インターネット接続サービス</li> <li>・ASP</li> <li>・コンサルティング</li> <li>・ファシリティマネジメントサービス</li> <li>・オペレータ派遣</li> <li>・インターネットサーバー運用保守サービス</li> </ul>
ソフトウェア開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムインテグレーションサービス</li> <li>・受託ソフトウェア開発</li> <li>・システム技術者派遣</li> <li>・コンサルティング</li> </ul>
システム提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムインテグレーションサービス</li> <li>・受託ソフトウェア開発</li> <li>・システム化製品販売</li> <li>・ソフトウェアプロダクト仕入販売</li> <li>・機器・サプライ用品販売</li> <li>・コンサルティング</li> <li>・ハードウェア保守サービス</li> <li>・ソフトウェアプロダクト販売</li> </ul>
その他システム関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ入力・データ保管業務代行</li> <li>・ヘルプデスクサービス</li> <li>・セキュリティサービス</li> <li>・調査・解析・研究・教育・出版</li> <li>・データ・コンテンツ提供サービス</li> </ul>

[ 事業系統図 ]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
その他の関係会社  日立ソフトウェア エンジニアリング(株) (注1)	東京都品川区	34,182	ソフトウェア開発 情報処理機器の 販売	被所有  24.7	情報処理サービス・ ソフトウェア開発の 受託および委託、 システム提供サービ スの受託および委託 役員の兼任等……有
連結子会社  (株)アイ・エス・エス	神奈川県川崎市 高津区	200	情報処理サービス 不動産管理	100.0	情報処理サービス 業務の委託 不動産管理業務の 委託 役員の兼任等……有
(株)KDS	東京都港区	300	人材派遣 入力データ作成	100.0	入力データ作成業務 の委託他 役員の兼任等……無
(株)SKサポート サービス	神奈川県横浜市 戸塚区	30	情報処理サービス	100.0	役員の兼任等……無
新日本システム・ サービス(株)	大阪市福島区	60	情報処理サービス	90.0	役員の兼任等……有
(株)INPM	東京都港区	60	地方自治体の業務 プロセスに関する 調査・研究ならび にコンサルティング 業務	83.3	コンサルティング 業務の委託 役員の兼任等……有
(株)シー・オー・シー (注2)	東京都港区	385	情報処理・通信 サービス	46.8	情報処理サービス 業務の受託 役員の兼任等……有
持分法適用関連会社 エム・シー・エス(株)	千葉県松戸市	30	情報処理サービス ソフトウェア開発	29.2	役員の兼任等……有

(注)1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 議決権の所有割合は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成20年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
情報処理・通信サービス	497
ソフトウェア開発	720
システム提供サービス	353
その他システム関連サービス	102
全社(共通)	172
合計	1,844

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、事業部門別に区分出来ない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,507	38.90	13.90	6,272,253

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与には社外から当社への出向者は含んでおりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は平成4年7月1日に情報産業労働組合連合会に加盟し、平成20年3月31日現在における組合員数は1,242名であります。

なお、労使間の問題もなく、労働協約の定めるところに従い健全な労使関係を保っております。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度（以下「当期」という。）におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的金融市場の混乱に加え、原油価格高騰の長期化による原材料価格の上昇などにより不透明感が増大してまいりました。一方、情報サービス産業を取り巻く環境は、金融機関をはじめとする企業の情報化投資に支えられて堅調に推移したものの、顧客要求水準の高度化に加え、価格面、品質面での厳しい競争下におかれております。

このような市場環境の下で当社グループ（当社・連結子会社、以下同じ）は、「高収益企業の確立」を目指して当社グループの強みを活かし、顧客基盤、収益構造の安定化をはかる事業活動を展開してまいりました。

さて、当期の業績は、グループ会社の減少による約38億円の減収要因がありましたが、金融機関向け事業などの牽引により、売上高は408億94百万円と前期比4.9%減の20億98百万円の減収に留まりました。地方自治体向け事業において、新規パッケージライセンス販売の計画未達などの減収要因はあったものの、金融機関向け事業の好調や、福祉関係の制度変更需要などにより、営業利益は、前期より3億12百万円改善の15億19百万円となりました。また、経常利益も6億86百万円改善の15億97百万円となりました。なお、グループ会社の減少による影響を除きますと、営業利益で6億60百万円の改善となり、経常利益では、9億81百万円の改善となります。

しかしながら、特別損益では、地方自治体向け事業にかかるソフトウェア資産の評価減（注1）約23億円など合計26億17百万円の特別損失を計上いたしました。この結果、8億69百万円の税金等調整前当期純損失となりました。加えて、繰延税金資産の一部取崩し（注2）25億1百万円を法人税等調整額として計上したため、36億19百万円の当期純損失となりました。

#### (注1)ソフトウェア資産の評価減について

当社の得意とする市役所を中心とした大規模自治体市場では、基幹系情報システムのプラットフォームをメインフレーム方式からオープン化方式へ切り替える需要が活発化しております。地方自治体の厳しい財政状況において、今後の情報化ニーズの拡大に対応するためには、オープン化によるコスト削減が不可欠であり、今後も需要が継続するものと考えております。当社の「WebRings（用語1）（ウェブリングス）」は、これらの需要に応える先進的なパッケージシステムとして豊富な導入実績と高い知名度を有しております。しかしながら、近年は市場競争が激化しており、パッケージシステムとしては高く評価されるものの、厳しい受注環境にあります。そこで当期において、「WebRings（用語1）」のソフトウェア資産の再評価を実施し、22億77百万円の評価減を行いました。これにより償却費負担の軽減が図れ、受注拡大に弾みがつくものと考えます。

#### (注2)繰延税金資産の一部取崩しについて

当社が計上しておりました繰延税金資産の回収可能性について、業績の動向等を踏まえ、慎重に検討しました結果、繰延税金資産の一部を取り崩すことといたしました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

情報処理・通信サービス部門は、グループ会社の減少により前期比8億17百万円減の138億68百万円となりました。グループ会社の減少による影響を除くと7億14百万円の増収となります。クレジット会社、業界団体、医療サービス業向けなどの新規業務に加え、地方自治体向け事業で、WebRings（用語1）の導入作業が終了した一部のお客さまのシステム運用業務が増加したものです。

ソフトウェア開発部門は、グループ会社の減少により前期比18億97百万円減の124億19百万円となりました。グループ会社の減少による影響を除くと、4百万円の減収となります。公共団体向け、保険業向けの開発が減収となりましたが、銀行業向け開発、運輸、通信などの民間企業向け開発においては増収となりました。

一方、システム提供サービス部門は、保険業向けの機器販売があった他、回復基調に入った地方自治体向け事業において、導入業務の増加や福祉関係の制度変更などにより増収に転じました。その結果、前期比6億88百万円増（同6.7%増）の109億9百万円と改善いたしました。なお、グループ会社の減少による影響を除くと、9億9百万円の増収となります。

その他システム関連サービスは、前期比71百万円減の36億96百万円と減収となりました。

#### 事業部門別売上高

事業部門	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		対前年増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報処理・通信サービス	14,686	34.1	13,868	33.9	5.6
ソフトウェア開発	14,317	33.3	12,419	30.4	13.3
システム提供サービス	10,221	23.8	10,909	26.7	6.7
その他システム関連サービス	3,767	8.8	3,696	9.0	1.9
合計	42,992	100.0	40,894	100.0	4.9

業種分野別売上高の動向は次のとおりであります。

公共分野の売上高は、前期比9.2%減の114億55百万円となりました。グループ会社の減少や準公共団体向けソフトウェア開発の売上減少によるものです。主力である地方自治体向け事業は、既存のお客さまからのWebRings（用語1）の導入作業や、昨年に引続き福祉関係の制度変更によるシステム需要増などがありましたが、WebRings（用語1）の新規受注は減少しました。

金融分野では、保険業向けの機器販売に加え、再編の第二フェーズに入ったメガバンク向け、旺盛な投資を進める証券会社向けのソフトウェア開発が貢献いたしました。一方、損害保険業向け開発は端境期に入り減収となりました。その結果、グループ会社の減少にもかかわらず、売上高は、前期比微増の147億46百万円となりました。今後も当社グループのお客さまである金融機関の情報化投資は活発に行われるものと思われま。

産業分野では、サービス業向けの開発案件や小売業向けシステム提供などが増加しましたが、グループ会社の減少による影響や製造業向けに長期的に取り組んできた開発案件のピークアウトにより、前期比6.4%減の146億91百万円に留まりました。

#### 業種分野別売上高

業種分野	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		対前年増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
公共	12,612	29.3	11,455	28.0	9.2
金融	14,685	34.2	14,746	36.1	0.4
産業	15,694	36.5	14,691	35.9	6.4
合計	42,992	100.0	40,894	100.0	4.9

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローが大幅に増加いたしました。また、投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローをあわせ、現金および現金同等物は前期末に比べ12億14百万円増加し、当期末には155億16百万円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、順調な営業活動により20億70百万円増（前期比81.1%増）の46億22百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

ソリューションソフト(用語2)への開発投資を前期と比較して減少させた結果、投資活動に使用した資金は4億69百万円減(前期比18.9%減)の20億18百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当期における配当金の支払いや、自己株式の取得により財務活動に使用した資金は、4億56百万円増(前期比49.0%増)の13億89百万円となりました。

注記：用語解説

(用語1) WebRings (ウェブリングス)

当社が独自開発したウェブ型の総合行政システムの商標名で、電子自治体を実現するソリューションソフト。電子自治体で必要な業務を、業界に先駆け、すべてウェブコンピューティング技術で構築。電子行政へのスムーズな移行はもちろん、従前の汎用機(ホストコンピュータ)やクライアントサーバによる方式に比べ、柔軟性や経済性が飛躍的に向上している。

(用語2) ソリューションソフト

当社が保有する優れたソフトウェア資産およびノウハウを特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形にして商品化したものの独自呼称。これ自体の単純販売は目的にせず、開発から運用までのトータルサービスや問題解決のツールのひとつとして位置付けている。当社のソリューションサービスの中核を担うソフトウェアである。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	前年同期比(%)
情報サービス		
情報処理・通信サービス(百万円)	13,613	91.4
ソフトウェア開発(百万円)	12,292	86.7
システム提供サービス(百万円)	9,930	91.9
その他システム関連サービス (百万円)	3,671	101.5
合計(百万円)	39,508	90.8

(注) 1. 金額は売価換算によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の受注状況を示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
ソフトウェア開発	11,867	104.8	4,667	104.7
合計	11,867	104.8	4,667	104.7

(注) 1. ソフトウェア開発業務以外につきましては、継続業務が大半であり、サービス内容も多岐にわたり把握することが困難なため、ソフトウェア開発業務についてのみ記載いたしました。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	前年同期比(%)
情報サービス		
情報処理・通信サービス(百万円)	13,868	94.4
ソフトウェア開発(百万円)	12,419	86.7
システム提供サービス(百万円)	10,909	106.7
その他システム関連サービス (百万円)	3,696	98.1
合計(百万円)	40,894	95.1

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ジブラルタ生命保険株式会社	4,148	9.6	4,105	10.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

高収益企業に向けた対処すべき課題として次の8つに取り組んでまいります。

(1) 選択と集中

当社グループの強みを活かした選択的マーケティングを展開し、マーケット別のビジネスモデルを確立し営業基盤を強化する。

(2) 技術基盤と生産基盤の確立

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを更に向上し、これを「見える化」することにより技術基盤を確立する。受注判定、プロジェクト進捗管理および品質管理の体制を強化し、生産基盤を確立する。

(3) グループ内外との連携による事業基盤の拡大

当社グループ企業間でのシナジー効果を追求するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業基盤を拡大する。

(4) 内部統制体制の構築

当社グループの業務プロセスの見直し・標準化を推進し、信頼性、効率性の高いマネジメントシステムを再構築する。経営の透明化により企業価値の向上をめざす。

(5) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティや個人情報保護の更なる徹底を推進し、業界トップ水準の企業をめざす。当社グループのサービスに対する顧客の信頼を確保する。

(6) 活力ある組織構築と人材育成・活用

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内でのコミュニケーションを活発化し活力ある組織体制を構築する。技術、プロジェクト管理、マネジメントなど高収益企業を支える人材育成とその機動的な活用を行う。

(7) CSRの推進

企業に求められる社会的責任を果たすために、環境保全活動や社会貢献活動などに取り組み、社会の持続可能な発展に寄与する。

(8) 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

基本方針の内容

当社は、中期経営計画のもとで、情報システムの設計・開発からシステム稼働後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくことを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであります。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付の条件等について検討あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とくに、当社は、お客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュリティ体制および財務体制の実現を図り、もって、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」に代表されるソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を整えることが必要不可欠であります。

このため、当社は、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただいた上で、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定をご承認決議いただきました。さらに、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策の決定を決議いたしました。

#### 具体的な取組みの内容

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会において本基本方針に基づく具体的な対応策を決議し、その内容を株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、および当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたしております。

当社株券等の保有者の保有割合が20%以上となる買付等を行う買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が定める情報および当該買付者等が買付等に際して当社の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社の定める書式により提出するものとします。当社取締役会は当該書面を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供し、独立委員会がこれを必要情報として不十分と判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い追加情報を提出するものとします。

買付者等が上記の手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議により、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として、当社取締役会の決議をもって別途定める割合で無償にて割り当てます。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

独立委員会は、買付者等および当社取締役会から情報提供が充分になされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（ただし、必要な範囲で延長・再延長を行うことができます。）を設定し、買付等はこの検討期間が経過した後初めて実施され得るものとします。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の評価・検討等を行い、買付者等が上記の情報提供および検討期間の確保その他当社の手続を遵守しなかった場合、または、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものである場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

ただし、独立委員会は、当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が新株予約権の無償割当ての実施に該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

また、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家の助言を得ることができます。

なお、本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイト（ホームページ<http://www.ines.co.jp>）に掲示しております。

#### 具体的な取組みの合理性の判断

##### a．買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則『企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則』を完全に充足しております。

##### b．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

当社株式に対する買付等が行われた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的で導入しております。

c．株主意思を重視するものであること

当社は、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会における本基本方針の承認可決の決議に基づき導入を決定しております。また、その有効期間を約3年間としており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止することになり、買収防衛策の存続および内容は、当社株主総会の意思に基づくものとしております。

d．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立している委員3名以上により構成する独立委員会を設置し、その勧告を最大限重視することとしております。また、独立委員会の委員は、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者から選任し、これを公表しております。

e．合理的な客観的発動要件の設定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けて、これを最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を最終的に速やかに決定し、その決定を行った場合は、速やかに当該決定の概要等について、情報開示を行います。また、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価および財政状態等に影響を及ぼす可能性のある主たるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。また、それぞれのリスクについて回避策を講じておりますが、予測されない事態が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

##### (1) 価格競争などの市場環境リスク

当社グループの属する情報サービス産業においては、顧客企業の情報化投資に対する費用対効果要求の高まり、中国、インド等の海外情報サービス企業の参入などにより価格競争の激化傾向が続いております。一方、ネットワーク、ハードウェア、基本ソフトウェアなど現在使用している技術基盤は、情報技術革新により常に陳腐化するリスクを内在しております。これらに対して予想を超える変化が起きた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このような事態を回避するため、業種業態を絞り込み顧客業務や業界のノウハウを蓄積することで、より付加価値の高いサービスの提供や常に技術革新動向を注視し質の高い技術者の育成に取り組んでおります。

##### (2) 開発サービス提供で不採算案件が生じるリスク

受注ソフトウェア開発及びソフトウェア製品開発などにおいて納期遅延や品質劣化が発生し、その回復費用により不採算案件が生じるリスクがあります。その発生原因としては、新規領域への参入、新規技術への取り組み、仕事と技術者スキルの不一致、開発物に対するお客さまや開発者間での認識不一致、試験不足、ソフトウェア本来の性質のひとつである不完全性の存在などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISO9001（注1）やCMMI（注2）などの品質基準を導入するとともに、プロジェクト管理、品質管理の向上と技術者教育に取り組んでおります。

##### (3) 運用サービス提供に支障が発生するリスク

アウトソーシングなど運用サービスにおいて、システムダウンや回線障害が発生し、お客さまの事業が停止もしくは中断した場合、当社が損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、災害、ハードウェアの故障、OSやアプリケーションソフトウェアの不具合、運用ミス、停電や回線不通、ウィルスの侵入、ハッカーによる攻撃などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISO9001（注1）の品質基準を導入するとともに、バックアップ機能の充実・運用ツールの強化等の設備投資、運用管理の向上、技術者教育などに継続的に取り組んでおります。

##### (4) 情報漏洩のリスク

当社は、運用あるいは開発のためにお客さまから個人情報や顧客情報を含んだ情報資産をお預かりする場合があります。それらの情報が漏洩した場合、お客さまから損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、システム設計上または運用上のセキュリティ対策の不備、不正・犯罪、誤操作・過失、障害・災害などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISMS（注3）

やプライバシーマーク（注4）の認定取得とともに、ISMS（注3）委員会、個人情報保護委員会を設置し責任体制を明確にし、設備、ルール、教育など総合的な対策を実施しております。さらに社外有識者による「アイネス情報セキュリティアドバイザリーボード」を設置し、当社の施策全般についての評価および提言を受けております。

#### (5) 財務上のリスク

当社では、長期的な取引関係を維持するために、一部の取引先企業の株式を保有しております。また、余裕資金の安定運用のため金融商品を保有しております。これらの金融資産については、投資先企業の業績や市場環境により、資産価値が変動する場合があります。資産価値が下落した場合には、公正妥当とされる会計基準および当社の規定する基準に従い、相当額の減損による損失が発生するリスクがあります。金融資産の価格変動リスクに対しては、資産内容の見直しおよび余裕資金の安定運用に努めてまいります。

#### (注1) ISO9001：2000年版

国際標準化機構（ISO）が定めた品質マネジメントシステムの国際規格。従来のISO9001は主に製造品の「品質保証」を規格するものだったが、2000年版で大きな見直しが行われ、サービス全般に及び「品質向上のための経営管理システム」を規格するものへと強化されている。

#### (注2) CMMI（シー・エム・エム・アイ）：Capability Maturity Model Integrationの略

米国カーネギーメロン大学で開発されたソフトウェア開発の能力評価モデルCMMの最新版。ソフトウェア開発の競争力強化や技術力評価手法として注目され、国や自治体システムの入札条件に活用も計画されている。ソフトウェア品質の国際基準になりつつある。

#### (注3) ISMS（アイ・エス・エム・エス）：Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき作られた情報セキュリティマネジメントシステムの適合評価制度で経済産業省から公表された。「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度」に替わる新制度で、最新の技術革新に対応している。

#### (注4) プライバシーマーク

個人情報保護に関するJIS（JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステム要求事項）基準に適合し、個人情報の取扱いを適切に行うための体制を整備しているかどうかを、財団法人日本情報処理開発協会と指定機関が審査・認定する制度。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中において、経営上の重要な契約等はありません。



## 6【研究開発活動】

当社グループは、急激な変化を続けている社会環境の中で、新たな社会ニーズを見据え、今後の事業の中心となる製品・サービスの研究開発および長期的成長の基盤となる基礎的研究や新技術の研究に注力しております。なお、当連結会計年度の研究開発活動に要した研究開発費は2億8百万円であります。

### (1) 今後の事業の中心となるソリューションサービスおよびコアシステムの研究開発

社会、経済の構造が情報をベースとしたものに大きく変化し、今や情報は単なるデータではなく、経営上の重要な資産となりました。情報活用を前提とした新しいビジネスモデルや技術革新により実現・実用可能となる新サービスが続々と誕生しています。当社グループは、このような変化に対応すべく、今後の事業展開において中心となるソリューションサービスおよびそのコアシステムを独自の視点で選択し、実用化に向けた研究および開発を行っております。

#### ・より付加価値の高い情報システムをめざして

ユビキタス社会の基盤ツールとして注目が急速に高まっているRFID（無線ICタグ）技術の実装化に向け実証実験に取り組んでいます。具体的には、資材管理をベースにした実験システムを構築し、距離、移動、同時認識などの性能面での検証や書き換えによる循環利用などの運用面での検証などを行い、その実効性を研究いたしました。また、各事業部と連携を取りながら当社グループが構築・提供している多様な業種・業態向けの情報システムへの活用検討を実施しました。安全性や費用対効果などの課題はあるものの、従来の情報システムの付加価値を高める有望なインターフェースとして今後も研究を続けてまいります。

#### ・グリッド・コンピューティング技術の応用

企業や官公庁の大規模データ処理に対して、グリッド・コンピューティング技術を用いたPCサーバ・クラスタで負分散を図るソリューションの研究開発に取り組みました。グリッド・コンピューティング技術を用いることで、オンデマンドで計算能力を増加することが可能となります。これによって、例えば、年に一度の大量データ処理のためにメインフレームを使用する必要がなくなり、リアルタイム処理から大量バッチ処理までをオープン技術でカバーすることで、大幅なコスト削減が期待できます。特に大量の帳票作成や出力するためのソリューション技術の研究を行いました。

### (2) 長期的成長の基盤となる基礎的研究および新技術の研究

基礎的な研究や新技術の研究につきましては、長期的な視点を持って当社グループの成長の基盤となることを基本に、当社総合研究所に設置した技術本部において実施しております。必要に応じて国内外の関連学会、研究機関との交流を行い、活発な研究活動を行っております。

#### ・ソフトウェア再利用技術の研究

短期間で品質の高いシステム構築実現に向けてソフトウェア再利用技術の研究開発を継続的に行っています。特に、業務に依存しないシステム共通処理を再利用し易くする「フレームワーク技術」や、ビジネス処理をサービス部品として再利用するSOA（Service Oriented Architectureサービス指向アーキテクチャ）技術の調査・研究を重点的に行っております。

#### ・使いやすさや操作性を向上させる技術の研究

有用なシステムには、必要な「業務機能」と「性能」が備わっているのはもちろんのこと、「使いやすさ、操作性（＝ユーザビリティ）」も重要な要素です。ユーザビリティの向上と改善をめざし、システム開発への「人間中心設計プロセス（ISO13407標準）」の導入手順とユーザビリティの評価/分析手法の研究に取り組んでいます。例えば、Webアプリケーションの操作性向上させる手法としてリッチ・クライアント技術の調査・研究も行っております。

#### ・ビジネス情報の可視化の研究

広範なビジネスデータを多くの視点から視覚化し、その傾向や特徴を直感的に捉えるための支援技術を、BI（ビジネス・インテリジェンス）のツールとして実用化する応用研究を行っております。また、業務システムに対して、ユーザとの共通理解を深めるための業務プロセスなどのUMLによる視覚化についても実用を含め応用研究を行っております。この成果を応用技術・システムとしてソフトウェア特許の出願を行いました。また、ビジネス情報の可視化ツールは、「クレールスコープ」という名称で商標登録を行っております。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 財政状態

#### 資産

流動資産は、297億51百万円となり1億79百万円増加いたしました。営業キャッシュ・フローなどによる現金及び預金の増加が主な要因です。固定資産は、当連結会計年度におけるソフトウェア資産の評価減の実施および繰延税金資産の一部取崩しなどにより53億45百万円減少し、301億99百万円となりました。

#### 負債

一方、流動負債は、4億77百万円減の58億85百万円となりました。また、固定負債は退職給付引当金の増加を主な要因として3億26百万円増加し、82億38百万円となりました。

#### 純資産

純資産は、株主還元や戦略的投資への活用を想定した自己株式の取得を10億44百万円実施したほか、前年度の配当金の支払いおよび当期の純損失を加え、50億14百万円減少し、458億26百万円となりました。なお、平成20年3月27日開催の取締役会決議により、平成20年4月18日に2百万株の自己株式を消却いたしました。

#### 設備およびソフトウェア投資

当期においては、データセンタ事業に係る設備の増強などへ4億70百万円の設備投資を実施いたしました。また、ソフトウェア資産は、当社が独自開発したソリューションソフト「WebRings」の再評価を実施し22億77百万円の評価減を行いました。これにより、償却負担の軽減が図れ、受注拡大に弾みがつくものと考えます。

#### キャッシュ・フロー

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

順調な営業収入により、営業活動によるキャッシュ・フローは46億22百万円と前年度より大幅に増加しました。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

ソリューションソフトへの投資を前期と比較して減少させた結果、投資活動により使用した資金は20億18百万円となりました。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当期における配当金の支払いや、自己株式の取得により財務活動に使用した資金は13億89百万円となりました。

##### (現金および現金同等物の当期末残高)

上述のように、投資活動および財務活動により使用したキャッシュ・フローはあるものの、好調な営業活動によるキャッシュ・フローに支えられ当期末における現金及び現金同等物は、前期末と比較して12億14百万円増加し155億16百万円となりました。

### (2) 経営成績

#### 当社グループを取り巻く環境

当期におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的金融市場の混乱に加え、原油価格高騰の長期化による原材料価格の上昇などにより不透明感が増大してまいりました。一方、情報サービス産業を取り巻く環境は、金融機関をはじめとする企業の情報化投資に支えられて堅調に推移したものの、顧客要求水準の高度化に加え、価格面、品質面での厳しい競争下におかれております。

#### 売上高

このような市場環境の下で当社グループは、「高収益企業の確立」を目指して当社グループの強みを活かし、顧客基盤、収益構造の安定化をはかる事業活動を展開してまいりました。

当期の業績は、グループ会社の減少による約38億円の減収要因がありましたが、金融機関向け事業などの牽引により、売上高は408億94百万円と前期比4.9%減の20億98百万円の減収に留まりました。

#### 売上原価

売上原価は、売上高の減少に伴い前期に比べ19億43百万円減少し、352億43百万円となりました。原価率は前期より若干改善し、86.2%となりました。前期より引き続き注力している、ソフトウェア開発事業のプロジェクト管理強化によるロス防止や、システム導入作業における標準化の推進等による工数削減効果が現れているものであります。

#### 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前期に比べ4億67百万円減少し41億31百万円となりました。売上高販管費比率は、10.1%と前年同期比0.6%の減少となりました。グループ会社の減少が主な要因です。

なお、当期の研究開発費は2億8百万円となりました。具体的内容としては、ソフトウェア再利用技術や視覚化技術により統計データを分析・表示するソフトウェア（商品名：クレールスコープ）の実用化研究などに引き続き取り組んでおります。

当社グループでは、研究開発の他、人材教育に約2.8億円、設備関連に約4.7億円を投資しております。今後も、競争力の強化と将来の事業発展を念頭に積極的な継続投資を図っていく考えです。

#### 営業利益

以上の結果、営業利益は15億19百万円と、前期と比較して3億12百万円の増加となりました。

#### 経常利益

営業外損益には、受取利息など1億58百万円の収益と、支払利息等の営業外費用を80百万円計上いたしました。結果、経常利益は15億97百万円と、前期と比較して6億86百万円の増加となりました。

#### 税金等調整前当期純利益

特別利益は、投資有価証券売却益など1億50百万円を計上しました。一方、地方自治体向事業に係る当社が独自開発したソリューションソフト「WebRings」の再評価に伴い計上した、ソフトウェア評価損22億77百万円をはじめとして、総額26億17百万円の特別損失を計上いたしました。

この結果、税金等調整前当期純利益は、8億69百万円の赤字を計上することとなりました。

#### 当期純利益

また、繰延税金資産の回収可能性について、業績の動向を踏まえ、慎重に検討した結果、一部を取り崩すこととし25億1百万円の法人税等調整額を計上することといたしました。

この結果、当期純利益は36億19百万円の最終赤字となりました。

## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の主なものは生産設備増強を目的としたコンピュータ機器・設備の増強で、総額は4億70百万円であります。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

## (1) 提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
赤坂本社事務所 (東京都港区)(注2)	管理・情報サービス・営業	生産設備・ その他設備	562	47	1,839 (1,231.62)	2,448	425
総合研究所 (横浜市都筑区)	情報サービス・ 研究	"	4,106	260	4,443 (9,809.27)	8,793	433
高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	1,468	350	1,608 (3,819.55)	3,426	160
幕張事業所 (千葉市美浜区)(注2)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	871	2	144 (524.11)	1,017	-
関東データセンター (埼玉県越谷市)(注1)	"	生産設備	36	15	- (-)	51	8
赤坂開発センター (東京都港区)(注1)	"	"	26	72	- (-)	98	247
札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	11	25	- (-)	36	29
東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	14	16	- (-)	30	37
名古屋支社 (名古屋市中村区)(注1)	"	"	9	20	- (-)	29	53
静岡支店 (静岡市葵区)(注1)	"	"	2	1	- (-)	3	3
大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	24	109	- (-)	133	66
広島支社 (広島市東区)(注1)	"	"	5	46	- (-)	51	20
福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	8	18	- (-)	26	26
寮・社宅(5ヶ所) (川崎市宮前区 他)	福利厚生施設	その他設備	1,711	2	2,388 (3,521.49)	4,101	-
保養所(2ヶ所) (福島県岩瀬郡天栄村他)		"	1	-	1 (434.33)	2	-
保養所用地(清里) (山梨県北杜市高根町)			-	-	8 (18,283.89)	8	-
保養所用地(嬬恋) (群馬県吾妻郡嬬恋村)			-	-	2 (496.00)	2	-

## (2) 国内子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
(株)アイ・ エス・エス	本社 (川崎市高津区)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	4	69	- (-)	73	156
	寮 (横浜市都筑区)	福利厚生施設	その他設備	530	-	665 (1,629.00)	1,195	1
(株)KDS	本社 (東京都港区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	4	2	- (-)	6	38
	高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	0	1	- (-)	1	13
	関東事業所 (埼玉県越谷市)(注1)	"	"	-	1	- (-)	1	3
	札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	1	1	- (-)	2	14
	東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	1	0	- (-)	1	6
	大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	0	2	- (-)	2	26
	福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	0	0	- (-)	0	3
(株)SKサポ ートサービス	本社 (横浜市戸塚区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	22	16	- (-)	38	13
新日本シス テム・サー ビス(株)	本社 (大阪市福島区)(注1)	情報サービス	生産設備・ その他設備	28	8	- (-)	36	45
	四国営業所 (香川県高松市)(注1)	情報サービス	生産設備・ その他設備	-	0	- (-)	0	1
(株)INPM	本社 (東京都港区)	"	"	-	-	- (-)	-	12
(株)シー オー・シー	本社 (東京都港区)	"	"	-	1	- (-)	1	6

(注) 1. 連結会社以外の者から賃借により使用している事務所または事業所であります。

2. 建物の一部を連結会社以外の者に賃貸しております。

3. 上記の他、大型コンピュータ、パソコン等を、リースにより使用しております。リース料総額は19億3百万円  
であります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,477,400
計	175,477,400

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,000,000	48,000,000	(株)東京証券取引所 (株)大阪証券取引所 各市場第一部	-
計	50,000,000	48,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

平成15年6月26日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、取締役および従業員対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	530	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	872(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成20年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 872 1株当たり資本組入額 436	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終

値)を下回った場合は、その終値とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に上記に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left( \text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とするときは、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

## 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社取締役または従業員であることを要する。ただし、当該地位を失った後も、6ヶ月間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成15年6月26日開催の当社第41回定時株主総会およびその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 3. 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承認するときを除き、取締役会の決議をもって新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については取締役会の決議をもって無償で消却することができる。

平成16年6月25日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	310	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,240(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,240 1株当たり資本組入額 620	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値)を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする)を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。



2. 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成17年6月23日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	758	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	941(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 941 1株当たり資本組入額 471	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)

は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値)を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする)を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

## 2. 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成18年6月23日決議に係るもの  
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	940	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	815(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月1日 至平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 815 1株当たり資本組入額 491	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額を調整を行う。

## 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会およびその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 3. 会社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日決議に係るもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,148	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	114,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	921(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月1日 至平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 921 1株当たり資本組入額 537	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終

値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left( \text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

## 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

## 4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

#### 5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月15日 (注1)	-	51,895,753	-	31,457	15,374	7,864
平成19年5月15日 (注2)	1,895,753	50,000,000	-	31,457	-	7,864

(注) 1. 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少しております。

2. 自己株式の消却による減少であります。

3. 平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、平成20年4月18日をもって発行済株式総数が2,000,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	30	33	215	95	1	7,327	7,701	-
所有株式数 (単元)	-	96,086	4,499	115,904	99,752	6	182,437	498,684	131,600
所有株式数の 割合(%)	-	19.27	0.90	23.24	20.00	0.00	36.59	100.00	-

(注) 1. 自己株式6,944,490株は「個人その他」に69,444単元および「単元未満株式の状況」に90株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ37単元および80株含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川4丁目12-7	10,612	21.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,348	8.70
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	2,587	5.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,406	4.81
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,059	2.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,028	2.06
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェイピーアールディアイエスジーエフイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	977	1.95
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	972	1.95
アイネスグループ社員持株会	東京都港区赤坂6丁目11-1	948	1.90
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュポートフォリオ(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	864	1.73
計	-	25,805	51.61

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式4,348千株、モルガン・スタンレーアンドカンパニーインクの所有株式2,587千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式2,406千株、ステートストリートバンクアンドトラストカンパニーの所有株式1,059千株、バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェイピーアールディアイエスジーエフイーエイシーの所有株式977千株、資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式972千株、およびシービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュポートフォリオの所有株式864千株は、すべて信託業務に係る株式であります。

2. 上記のほか、自己株式が6,944千株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,944,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,924,000	429,240	-
単元未満株式	普通株式 131,600	-	-
発行済株式総数	50,000,000	-	-
総株主の議決権	-	429,240	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,700株(議決権の数37個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイネス	横浜市都筑区牛久保 3丁目9番2号	6,944,400	-	6,944,400	13.89
計	-	6,944,400	-	6,944,400	13.89



(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

平成15年6月26日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の権利行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)

は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値)を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする)を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left( \begin{array}{l} \text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とするときは、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

2. 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議

案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、取締役会の決議をもって新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については取締役会の決議をもって無償で消却することができる。

平成16年6月25日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 従業員 55
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注1）
新株予約権の権利行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値）を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（100株とする）を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left( \begin{array}{l} \text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

## 2．新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成17年6月23日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 7 従業員 134
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注1）
新株予約権の権利行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）

は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値）を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（100株とする）を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

## 2. 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成18年6月23日決議に係るもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 8 従業員 176
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注1）
新株予約権の権利行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額を調整を行う。

## 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会およびその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 3. 会社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日決議に係るもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10 従業員 218
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の権利行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

## 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 3. 会社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき当社取締役、執行役員および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役、執行役員および従業員へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的とする。

### 2. 新株予約権の名称

株式会社アイネス第7回新株予約権

### 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みは要しないものとする。

なお、新株予約権については、割当日においてブラックショールズモデルによりその公正価格の算定を行うこととしており、当社は、当該新株予約権の発行により、その価値に見合う適正な便益を割当対象者である取締役、執行役員および従業員から受けることとなります。

### 4. 新株予約権の発行日

平成20年7月31日

### 5. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式131,400株とする。

なお、新株予約権の発行日（以下「発行日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、あわせて「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

## 6. 新株予約権の総数

1,314個とする。(新株予約権1個当りの目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株、ただし、上記5に定める株式の数の調整を行った場合は、対象株式数について同様の調整を行う。)

#### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは自己株式を交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

#### 8. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月1日から平成25年7月31日までとする。

#### 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

#### 10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。
- (2) 会社都合により、上記(1)の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

(4) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役、執行役員および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 1 1 . 当社による新株予約権の取得

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、上記1 0 (1)に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

#### 1 2 . 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### 1 3 . 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記5に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記7で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記8に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記8に定める期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記9に準じて決定する。

##### (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の取得条項

上記1 1 に準じて決定する。

#### 1 4 . 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 1 5 . 割当対象者

当社取締役6名、執行役員5名および課長職以上の従業員238名の合計249名に割当てる。



## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年4月25日)での決議状況 (取得期間 平成19年4月26日～平成19年7月20日)	261,800	261,800,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	207,400	170,275,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	54,400	91,524,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.78	34.96
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	20.78	34.96

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年7月25日)での決議状況 (取得期間 平成19年7月26日～平成19年10月24日)	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	150,000	128,649,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	850,000	871,350,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	85.00	87.14
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	85.00	87.14

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年10月25日)での決議状況 (取得期間 平成19年10月26日～平成20年1月24日)	850,000	850,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	600,000	346,115,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	250,000	503,884,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	29.41	59.28
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	29.41	59.28

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年1月25日)での決議状況 (取得期間 平成20年1月26日～平成20年4月21日)	750,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	750,000	395,277,800

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	104,722,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	20.94
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	20.94

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年5月26日)での決議状況 (取得期間 平成20年5月27日~平成20年6月24日)	500,000	400,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	500,000	400,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,338	3,900,919
当期間における取得自己株式	208	116,472

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	1,895,753	1,808,226,084	2,000,000	1,739,260,000
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	6,944,490	-	4,944,698	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得および単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社の株主還元策は、利益配当および自己株式の取得の2つを持って実施することを基本としております。

まず、利益配当に関しましては、将来の事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

次に自己株式の取得につきましては、従来より株主還元策の一環として積極的に実施してまいりました。今後も当社株価動向を看視しつつ機動的な自己株式の取得に取り組んでまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。よって、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の利益配当につきましては、利益剰余金がマイナスとなっており、誠に遺憾ではありますが見送りとさせていただきます。

また、当事業年度における自己株式は、1,712千株、10億2百万円を取得し、1,895千株、1,808百万円の消却を実施いたしました。その結果、平成19年度末現在の保有自己株式数は6,944千株、発行済株式総数の13.89%となりました。なお、そのうち2,000千株の自己株式を平成20年4月18日に消却しております。（詳細は「2 自己株式の取得等の状況」をご参照ください）

### 4【株価の推移】

#### （1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高（円）	1,050	1,298	1,071	913	939
最低（円）	682	836	731	672	407

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

#### （2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高（円）	642	588	652	595	571	574
最低（円）	465	474	539	407	499	484

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役	社長 執行役員	五十嵐 泰彦	昭和21年6月13日生	平成45年4月 吉沢ビジネスマシズ株式会社入社 平成46年3月 同社退職 平成46年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年1月 同社社会情報システム事業部長 平成13年8月 同社公共システム営業統括本部統括 本部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社入社、営業本部長 平成15年6月 同社執行役常務就任、営業本部長 平成17年4月 同社執行役専務就任 平成20年4月 当社顧問就任 平成20年6月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社執行役退任 当社代表取締役社長執行役員就任 (現任)	(注)3	200
取締役	常務執行役員	小山 正孝	昭和24年7月19日生	昭和47年4月 当社入社 平成9年4月 福岡支社長 平成12年3月 経営企画室長 平成13年7月 生保システム本部長 平成15年6月 取締役就任(現任) 平成17年6月 常務取締役就任 平成20年6月 常務執行役員就任(現任)	(注)3	108
取締役	常務執行役員	林 義裕	昭和24年7月25日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成13年4月 同社公共システム事業部全国公共 システム本部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社入社、公共社会システム事 業部次長 平成18年4月 同社公共社会システム事業部次長兼 第1公共システム本部長 平成19年3月 同社退職 平成19年4月 当社入社、支社統括本部長 平成19年6月 取締役就任(現任)、常務取締役就 任 平成20年6月 常務執行役員就任(現任)	(注)3	31

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員 営業本部長兼 支社統括本部長	能沢 健	昭和22年7月29日生	昭和45年4月 吉沢ビジネスマシズ株式会社入社 平成46年3月 同社退職 昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成8年8月 同社公共情報営業本部自治体営業第二部長 平成15年3月 同社退職 平成15年4月 日立公共システムエンジニアリング株式会社入社、電子自治体事業推進本部長 平成16年4月 同社取締役就任、ソリューション第2事業部長 平成19年4月 同社営業統括本部長 平成19年4月 同社取締役退任 平成19年5月 当社顧問就任 平成19年6月 取締役就任(現任)、営業本部長(現任) 兼 公共営業本部長 平成20年6月 常務執行役員就任(現任)、支社統括本部長(現任)	(注)3	36
取締役	常務執行役員	花里 章仁	昭和25年3月2日生	昭和45年11月 当社入社 平成4年4月 東北支社長 平成11年3月 アプリケーション開発本部第四システム部長 平成13年8月 生保システム本部開発部長 平成15年4月 生保システム本部副本部長 平成15年6月 金融システム本部長 平成17年6月 取締役就任(現任) 平成19年6月 常務取締役就任 平成20年6月 常務執行役員就任(現任)	(注)3	111
取締役	執行役員 管理本部長	田上 賢三	昭和25年3月28日生	昭和49年4月 日魯漁業株式会社(現 株式会社マルハニチロ食品)入社 平成2年10月 同社退職 平成2年11月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年2月 同行退行 平成10年3月 当社入社 平成11年4月 総務部部長 平成13年7月 総務本部総務部長 平成16年4月 管理本部長(現任) 平成17年6月 取締役就任(現任) 平成20年6月 執行役員就任(現任)	(注)3	43
取締役		桑原 弘美	昭和20年8月23日生	昭和43年4月 株式会社日立製作所入社 平成13年4月 同社情報・通信グループ統括本部CSO 平成15年6月 同社執行役専務 平成16年3月 同社執行役退任 平成16年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役副社長就任(現任) 平成16年6月 同社取締役就任(現任) 平成19年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役		田所 正夫	昭和24年12月17日生	昭和47年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成10年1月 同行東京事務センター所長 平成12年5月 同行退行 平成12年6月 当社顧問 平成12年6月 取締役就任 平成12年11月 第一金融システム本部長 平成13年3月 金融システム本部長 平成15年6月 管理本部長 平成17年6月 常務取締役就任 平成19年6月 取締役退任 常勤監査役就任(現任)	(注)4	140
常勤監査役		林 伴親	昭和22年6月13日生	昭和47年4月 大和証券株式会社入社 平成11年2月 同社事業法人資金運用部長 平成11年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケット株式会社事業法人資金運用部長 平成12年6月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社) 執行役員 平成17年4月 同社上席参事 平成18年4月 同社理事 平成19年6月 同社退職 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	20
監査役		角田 大憲	昭和42年1月29日生	平成6年4月 東京弁護士会登録、森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 所属 平成13年1月 同事務所パートナー 平成15年3月 中村・角田法律事務所(現 中村・角田・松本法律事務所) 参画、パートナー(現任) 平成17年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役		清水 徹	昭和23年6月15日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成7年6月 同社電子デバイス事業部経理部長 平成13年4月 日立アジアLTD 出向 平成15年4月 同社電力・電機グループ財務本部長 平成17年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役経理部長 平成17年10月 同社執行役財務本部長兼コンプライアンス本部副本部長 平成18年6月 当社監査役就任(現任) 平成19年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役常務(現任)、財務本部長(現任)	(注)4	-
計						689

- (注) 1. 取締役のうち、桑原 弘美は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、林 伴親、角田 大憲および清水 徹の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成20年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
4. 平成19年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

- 5 . 平成17年6月23日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 6 . 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は、社長 五十嵐 泰彦、常務執行役員 小山 正孝、同 林 義裕（支社統括本部長）、同 能沢 健（営業本部長）、同 花里 章仁、執行役員 遠藤 慎一（技術本部長）、同 有吉 勇児（BPソリューション本部長）、同 田上 賢三（管理本部長）、同 井ノ上 詔一郎（公共システム本部長）、同 渋谷 文行（産業システム本部長）、同 保垣 宏（金融システム本部長）の合計11名で構成しております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスは、企業価値の継続的向上を目的に、以下をもって基本方針といたします。

1. 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
2. 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行なうことにより、企業活動の透明性を確保する。
3. 取締役会・監査役(会)による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役(会)の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

### ・会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### 1. 会社の機関の基本説明

- (1) 当社は、監査役制度を採用しております。
- (2) 当社は、提出日現在、監査役4名選出しておりますが、うち3名が社外監査役であります。
- (3) 取締役会の運営状況について

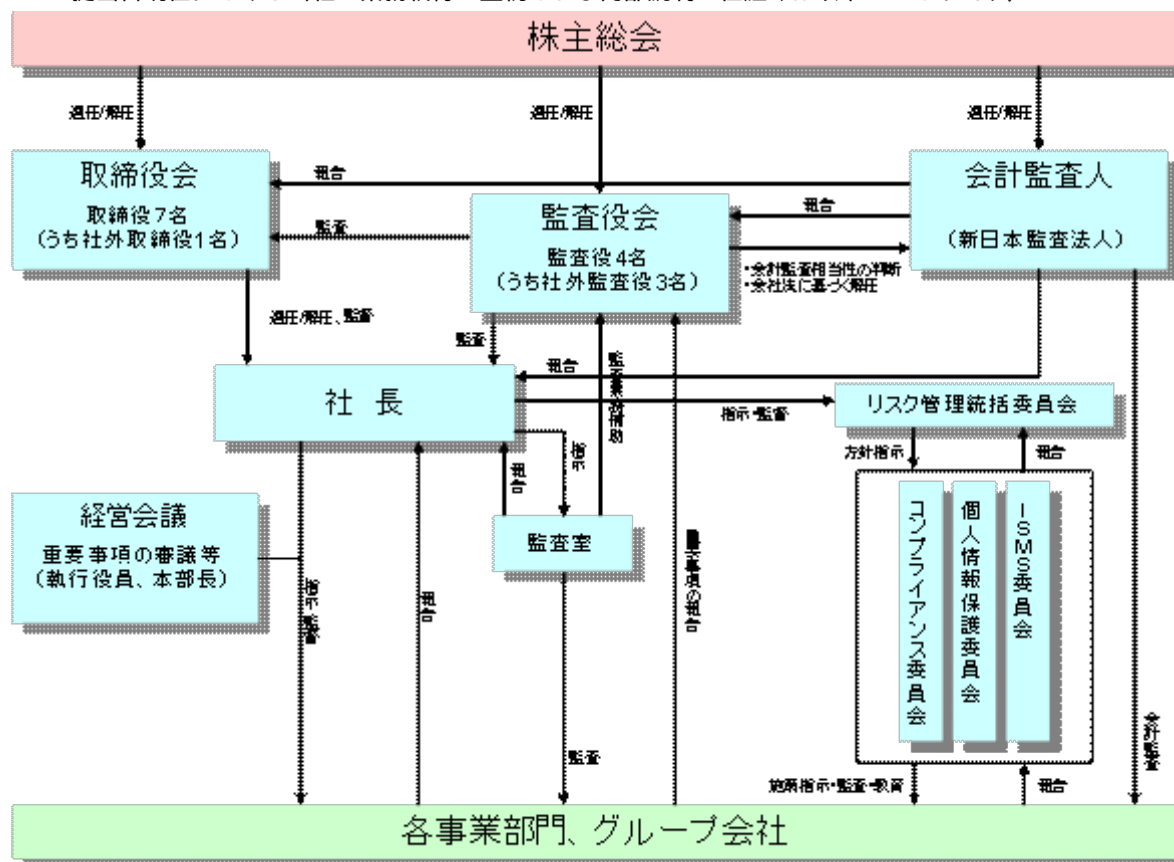
当社の取締役会は、提出日現在、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、経営の意思決定と業務執行の監督機能を担い、毎月1回定例開催しております。取締役会には、監査役全員が出席し、取締役とは責務を異にする独立機関であることを十分認識した上で、積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

#### (4) 経営会議について

当社は、会社の業務執行に関する重要事項の審議の場として、執行役員、各本部長等より構成する経営会議を毎月1回定例開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の意思決定に寄与しております。

#### 2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

提出日現在における当社の業務執行・監視および内部統制の仕組みは以下のとおりです。



当社の顧問弁護士は、森・濱田松本法律事務所に依頼しており、必要に応じて法的なアドバイスをいただいております。



(1) 当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等の整備を行ってまいりました。その後、平成20年4月22日開催の取締役会において、この整備の実施状況を確認し、また、金融商品取引法による財務報告の適正性確保の要求や反社会的勢力による被害を防止する体制整備に関する社会的要請、また、導入を決定した執行役員制度についても本基本方針に反映することが必要であると判断し、これらの観点から本基本方針を見直し、以下のとおり決議いたしました。

#### 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. アイネス行動規範を遵守し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
2. 監査室等による内部監査を網羅的かつ継続的に実施し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
3. 取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会の決定する方針に基づき、法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
4. 内部通報規程に則り、使用人が社内で法令および定款に反する行為を発見したとき、内部通報を容易に行なえる環境の整備改善を図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。

#### 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
2. 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。

#### 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合、社長はこれを全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。
2. 社長を委員長とするリスク管理統括委員会がリスク管理全般を統括し、その下部組織としてのコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、I S M S 委員会は、それぞれの担当リスク分野における規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。
3. 危機管理上の有事発生の際には、リスク管理統括委員会の指揮命令のもと、各委員会もしくは新たに設置する対策チームが、この対応にあたる。

#### 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、取締役または執行役員を委員長とする業務構造改革委員会がその維持・改善の継続を推進する。
2. 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、業務構造改革委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。

#### 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1. 中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、執行役員の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行なうことで、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
2. 会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1.例月開催する子会社報告会を通じ、各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行なう。
- 2.主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、当社の基準に基づく業務の適正化を行なう。
- 3.子会社は、リスク管理統括委員会に属する各委員会に参加し、独自に任命する委員の活動を通して、リスク管理体制を構築し、業務の適正を確保する。

監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1.監査室に属する使用人は、監査役への求めがある場合、その指示に従い監査役職務を補助する。
- 2.監査室長は、当該補助業務を統括し、その円滑な遂行を図る。

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1.監査役職務の補助にあたる使用人は、監査役への指示に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを行なう。
- 2.監査役職務の補助にあたる使用人の人事異動および評価については監査役の同意を要する。

取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1.取締役、執行役員および使用人は、以下の事項について、監査役会に対し報告を行なわなければならない。
  - a. 経営状況に関わる重要な事項
  - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - c. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - d. コンプライアンス上重要な事項
  - e. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
  - f. その他、監査役会で定める事項
- 2.監査役は、その判断に基づき、取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。

その他監査役への監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1.監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
- 2.監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けており、当社は、当該規定に基づき、各社外役員との間で当該契約を締結しております。当該契約において、社外役員は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとしております。

## (3) 取締役の定数

当社は、取締役の員数を20名以内とする旨定款に定めております。

## (4) 取締役選解任の決議要件

当社は、取締役の選解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

## (5) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。この理由は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、特別決議事項の審議をより確実に行うためであります。

## (6) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。

#### (7) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。これは、株主還元策、ストックオプション代用株、M & A 株式交換、単元未満株式買増し請求対応等を目的としております。

### 3．内部監査及び監査役監査の状況

(1) 内部監査部門として監査室を設置しております。監査室の人員数は3名であり、社長の直接の指示に従い内部監査室業務を遂行しております。

(2) 監査役監査については、監査役は取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席しており、さらに監査役会においては、事業部門、営業部門および管理部門の各本部長から業務の遂行状況を聴取するなど、取締役の職務執行を十分に監視できる体制をとっております。監査役は、会計監査人または監査室と必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めております。

### 4．会計監査の状況

会計監査については、新日本監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備し、同監査法人は、監査業務が期末に偏ることがないように期中に満遍ない監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 土井 英雄

指定社員 業務執行社員 尾崎 隆之

(注) 1．継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2．同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 8名

### 5．社外取締役および社外監査役との関係

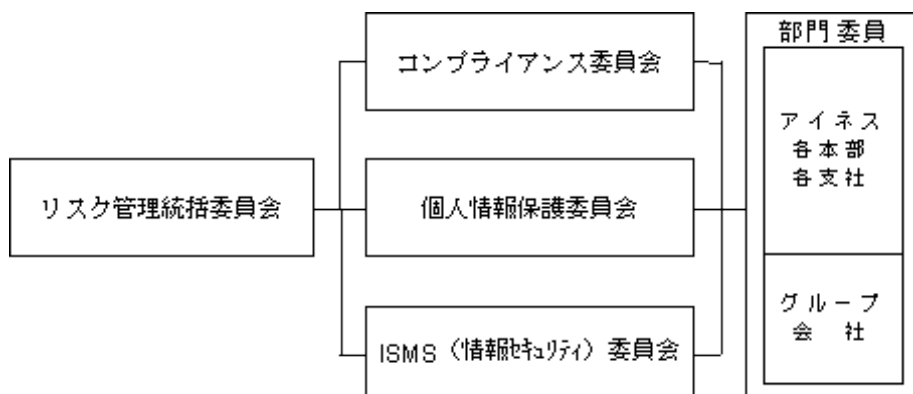
当社の取締役7名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役4名のうち、3名が社外監査役であります。社外取締役1名は、当社の議決権の24.7%を保有するその他の関係会社（日立ソフトウェアエンジニアリング㈱）の執行役兼取締役を、社外監査役のうち1名は、同社の執行役を兼務しております。同社とは、営業上の取引関係がありますがとともに、情報サービス事業において競業関係にあります。ただし、当社と社外取締役・社外監査役個人とが特別な利害関係を有するものではありません。

その他の社外監査役2名と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ．リスク管理体制の確立

### 1．リスク管理体制の確立

当社を取り巻くさまざまなリスクへの対処としてリスク管理体制を確立しております。社長を委員長とするリスク管理統括委員会を設置し、当社グループのリスク管理方針を決定し、その推進を総括するとともに、危機発生時には最終意思決定機関としてその対応にあっております。経営に重大な影響を与える3つのリスクに注目し、当委員会配下にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、ISMS（情報セキュリティ）委員会を設置しております。これらの委員会活動を通じてグループ会社を含めたリスク管理の強化・向上に努めております。



## ２．「アイネス情報セキュリティアドバイザリーボード」の設置

当事業の根幹ともいえる個人情報保護や情報セキュリティをさらに徹底強化するため、社長の諮問機関として、社外の有識者による「アイネス情報セキュリティアドバイザリーボード」を設置しております。当ボードは、プライバシーや個人情報保護の権威である学識経験者、個人情報保護や情報システムに蘊蓄の深い弁護士、第一線の情報セキュリティ専門家、消費者・生活者代表など5名の方々から構成されております。年4回の会議を通して、外部からの視点で当社の個人情報保護ならびに情報セキュリティの問題点の指摘と改善点の提言をいただいております。

### ．役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 124,667千円（うち社外取締役 1,800千円）

監査役の年間報酬総額 23,925千円（うち社外監査役 15,000千円）

上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として、取締役52,312千円（うち社外取締役0円）および監査役3,825千円（うち社外監査役2,550千円）が含まれております。また、社外取締役を除く取締役10名に対し付与したストックオプションとしての新株予約権2,675千円（報酬等としての額）が含まれております。

なお、当事業年度に係る役員賞与は支給を行わない予定であり、上記報酬等の額には、役員賞与の額は含まれておりません。

（注）・使用人兼務取締役9名に対しては、上記報酬等の額のほか、使用人分の給与58,500千円および賞与26,870千円を支払っております。

・役員の報酬は事業年度末現在の状況です。

### ．監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 24百万円

上記以外の報酬 - 百万円

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
〔資産の部〕					
流動資産					
1.現金及び預金		9,296		10,490	
2.受取手形及び売掛金	2	11,185		11,684	
3.有価証券		65		85	
4.たな卸資産		2,501		1,192	
5.前払費用		349		349	
6.繰延税金資産		1,065		948	
7.預け金		5,000		5,000	
8.その他		135		27	
9.貸倒引当金		26		26	
(流動資産合計)		29,572	45.4	29,751	49.6
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物及び構築物		17,403		17,595	
減価償却累計額		7,732	9,670	8,148	9,446
(2)工具器具及び備品		4,597		4,302	
減価償却累計額		3,229	1,367	3,214	1,087
(3)土地			11,101		11,101
(有形固定資産合計)			22,139		21,635
2.無形固定資産					
(1)ソフトウェア			4,041		1,639
(2)その他			52		47
(無形固定資産合計)			4,094		1,686
3.投資その他の資産					
(1)投資有価証券	1		1,041		813
(2)長期前払費用			1,256		910
(3)繰延税金資産			5,693		3,338
(4)長期性預金			200		700
(5)その他			1,157		1,162
(6)貸倒引当金			38		49
(投資その他の資産合計)			9,311		6,876
(固定資産合計)			35,544		30,199
資産合計			65,117		59,950
			100.0		100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
〔負債の部〕					
流動負債					
1. 買掛金		2,363		1,988	
2. 短期借入金		120		111	
3. 未払費用		1,354		1,293	
4. 未払法人税等		227		190	
5. 未払消費税等		320		337	
6. 前受金		125		274	
7. 賞与引当金		1,036		1,064	
8. 役員賞与引当金		6		4	
9. その他		808		619	
(流動負債合計)		6,362	9.8	5,885	9.8
固定負債					
1. 退職給付引当金		7,377		7,725	
2. 役員退職慰労引当金		371		308	
3. その他		163		204	
(固定負債合計)		7,912	12.1	8,238	13.8
負債合計		14,275	21.9	14,124	23.6
〔純資産の部〕					
株主資本					
1. 資本金		31,457	48.3	31,457	52.5
2. 資本剰余金		24,951	38.3	23,143	38.6
3. 利益剰余金		1,086	1.7	2,868	4.8
4. 自己株式		6,803	10.4	6,039	10.1
(株主資本合計)		50,692	77.9	45,693	76.2
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		66	0.1	24	0.0
(評価・換算差額等合計)		66	0.1	24	0.0
新株予約権		10	0.0	27	0.1
少数株主持分		71	0.1	81	0.1
純資産合計		50,841	78.1	45,826	76.4
負債純資産合計		65,117	100.0	59,950	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
売上高	1 2		42,992	100.0		40,894	100.0
売上原価			37,186	86.5		35,243	86.2
売上総利益			5,806	13.5		5,651	13.8
販売費及び一般管理費			4,598	10.7		4,131	10.1
営業利益			1,207	2.8		1,519	3.7
営業外収益							
1.受取利息			33			51	
2.受取配当金			10			13	
3.不動産賃貸収入			47			38	
4.保険配当金			16			17	
5.持分法による投資利益			8			17	
6.その他			39			20	
営業外収益合計			155	0.4		158	0.4
営業外費用							
1.支払利息		2			5		
2.出資金運用費用		3			-		
3.不動産賃貸費用		129			57		
4.固定資産維持費用		48			-		
5.たな卸資産評価損		254			-		
6.その他		15			18		
営業外費用合計			452	1.1		80	0.2
経常利益			910	2.1		1,597	3.9



区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
特別利益							
1. 投資有価証券売却益		113			121		
2. 関係会社株式売却益		771			-		
3. その他		36			29		
特別利益合計			921	2.1		150	0.4
特別損失							
1. 固定資産除却損	3	23			41		
2. 投資有価証券売却損		4			16		
3. 投資有価証券評価損		28			95		
4. ソフトウェア除却損		399			144		
5. ソフトウェア評価損		-			2,277		
6. たな卸資産処分損		556			-		
7. その他		113			40		
特別損失合計			1,126	2.6		2,617	6.4
税金等調整前当期 純利益又は当期純損失 ( )			704	1.6		869	2.1
法人税、住民税 及び事業税		420			238		
法人税等調整額		116	536	1.2	2,501	2,739	6.8
少数株主利益			5	0.0		10	0.0
当期純利益又は 当期純損失( )			162	0.4		3,619	8.9

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,457	26,237	324	5,937	51,433
連結会計年度中の変動額					
資本剰余金から利益剰余金への 振替額(注1)		1,286	1,286		-
役員賞与(注2)			12		12
当期純利益			162		162
自己株式の取得				865	865
連結除外に伴う剰余金減少高			25		25
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	1,286	1,411	865	740
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,457	24,951	1,086	6,803	50,692

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	148	148	-	168	51,751
連結会計年度中の変動額					
資本剰余金から利益剰余金への 振替額(注1)					-
役員賞与(注2)					12
当期純利益					162
自己株式の取得					865
連結除外に伴う剰余金減少高					25
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	81	81	10	97	168
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	81	81	10	97	909
平成19年3月31日 残高 (百万円)	66	66	10	71	50,841

- (注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。  
2. 連結子会社の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,457	24,951	1,086	6,803	50,692
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			335		335
当期純損失			3,619		3,619
自己株式の取得				1,044	1,044
自己株式の処分(注)		1,808		1,808	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	1,808	3,955	764	4,999

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高 (百万円)	31,457	23,143	2,868	6,039	45,693

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	66	66	10	71	50,841
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					335
当期純損失					3,619
自己株式の取得					1,044
自己株式の処分(注)					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	42	42	16	10	15
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	42	42	16	10	5,014
平成20年3月31日 残高 (百万円)	24	24	27	81	45,826

(注) 取締役会決議による自己株式の消却であります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前当期純利益 又は当期純損失( )		704	869
減価償却費		4,326	2,461
賞与引当金の増減額		3	28
役員賞与引当金の増減額		6	1
退職給付引当金の増減額		447	348
役員退職慰労引当金の増減額		70	63
受取利息及び配当金		44	65
支払利息		2	5
持分法による投資利益		8	17
関係会社株式売却益		771	-
出資金運用費用		3	-
投資有価証券売却損益		108	104
固定資産除却損		23	41
投資有価証券評価損		28	95
ソフトウェア除却損		399	144
ソフトウェア評価損		-	2,277
たな卸資産処分損		556	-
売上債権の増減額		2,756	361
たな卸資産の増減額		836	1,100
その他の営業資産の増減額		52	77
仕入債務の増減額		446	580
その他の営業負債の増減額		394	14
役員賞与の支払額		12	-
その他		42	265
小計		2,972	4,767
利息及び配当金の受取額		36	63
利息の支払額		2	5
法人税等の還付額		-	59
法人税等の支払額		454	262
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>2,552</b>	<b>4,622</b>

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による純増減額		79	0
長期性預金預入による支出		-	500
有形固定資産の取得による支出		1,005	491
有形固定資産の売却による収入		102	3
無形固定資産の取得による支出		2,424	775
長期前払費用の支出		960	436
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出		55	-
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入		2,104	-
投資有価証券の取得による支出		470	8
投資有価証券の売却による収入		248	191
貸付金の純増減額		5	3
その他		47	2
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,487	2,018
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		-	8
長期借入金の返済による支出		60	-
配当金の支払額		3	336
自己株式(金庫株)買取による支出		865	1,044
その他		3	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		932	1,389
現金及び現金同等物の増減額		868	1,214
現金及び現金同等物の期首残高		15,170	14,301
現金及び現金同等物の期末残高	1	14,301	15,516

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社6社はすべて連結されております。</p> <p>連結子会社名は(株)KDS、(株)アイ・エス・エス、(株)シー・オー・シー、(株)INPM、(株)SKサポートサービス、新日本システム・サービス(株)であります。</p> <p>前連結会計年度まで子会社であった、(株)エス・イー・エイは平成18年6月29日に保有する全株式を売却したため、また、(株)DACSは平成19年3月27日に保有する株式の一部を売却したため、それぞれ子会社に該当しなくなりました。</p>	<p>子会社6社はすべて連結されております。</p> <p>連結子会社名は(株)KDS、(株)アイ・エス・エス、(株)シー・オー・シー、(株)INPM、(株)SKサポートサービス、新日本システム・サービス(株)であります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用した関連会社は1社、エム・シー・エス(株)であります。また、持分法を適用していない関連会社はありません。</p> <p>前連結会計年度まで、関連会社であった(株)東京海上日動コミュニケーションズは、平成19年3月23日に保有する株式の一部を売却したため、関連会社に該当しなくなりました。</p>	<p>持分法を適用した関連会社は1社、エム・シー・エス(株)であります。また、持分法を適用していない関連会社はありません。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの              決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)          時価のないもの              移動平均法による原価法          たな卸資産              仕掛品    個別法による原価法              貯蔵品    最終仕入原価法</p>	<p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの              同左          時価のないもの              同左          たな卸資産              仕掛品    同左              貯蔵品    同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)								
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>a. 総合研究所・赤坂本社事務所・高津事業所・幕張事業所の建物及び子会社の建物の一部 定額法</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 定額法</p> <p>c. その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～63年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4～20年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額。 見込有効期間は3年以内であります。</p> <p>c. その他の無形固定資産 定額法</p>	建物及び構築物	5～63年	工具器具及び備品	4～20年	<p>有形固定資産</p> <p>a. 総合研究所・赤坂本社事務所・高津事業所・幕張事業所の建物及び子会社の建物の一部 同左</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 同左</p> <p>c. その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～63年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4～20年</td> </tr> </table> <p>(会計処理の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益はそれぞれ7百万円減少し、税金等調整前当期純損失は7百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益はそれぞれ21百万円減少し、税金等調整前当期純損失は21百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>c. その他の無形固定資産 同左</p>	建物及び構築物	5～63年	工具器具及び備品	4～20年
建物及び構築物	5～63年									
工具器具及び備品	4～20年									
建物及び構築物	5～63年									
工具器具及び備品	4～20年									

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の 資産については、3年均等償却</p> <p>長期前払費用 定額法</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権につい ては個別に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌 連結会計年度の賞与支給見込額のうち 当連結会計年度に帰属する部分の金額 (実際支給見込基準)を計上しており ます。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌連結 会計年度の役員賞与支給見込額のうち 当連結会計年度に帰属する部分の金額 を計上しております。 (会計処理の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関 する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しており ます。 これにより営業利益、経常利益及び税 金等調整前当期純利益は、それぞれ9百 万円減少しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連 結会計年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当連 結会計年度において発生していると認 められる額を計上しておりま す。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数(10年)による定額法により、按分 した額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしておりま す。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるた め、内規に基づく期末要支給額を計上し ております。</p>	<p>少額減価償却資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌連結 会計年度の役員賞与支給見込額のうち 当連結会計年度に帰属する部分の金額 を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>



項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(4) 重要なリース取引の 処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は50,759百万円であります。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。	
(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ10百万円減少しております。	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
<p>1 関連会社に対するものは次のとおりであります。 固定資産：投資有価証券 119百万円</p> <p>2 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 0百万円</p>	<p>1 関連会社に対するものは次のとおりであります。 固定資産：投資有価証券 136百万円</p> <p>2</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																						
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与・賞与・手当</td><td>2,012百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>195</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>140</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>347</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>200</td></tr> <tr><td>営業支援費</td><td>142</td></tr> </table> <p>2 研究開発費の総額 200百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td>19</td></tr> <tr><td>計</td><td>23</td></tr> </table>	給与・賞与・手当	2,012百万円	賞与引当金繰入額	195	退職給付費用	140	福利厚生費	347	研究開発費	200	営業支援費	142	建物及び構築物	4百万円	工具器具及び備品	19	計	23	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与・賞与・手当</td><td>1,927百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>166</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>145</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>317</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>208</td></tr> <tr><td>営業支援費</td><td>153</td></tr> </table> <p>2 研究開発費の総額 208百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td>29</td></tr> <tr><td>長期前払費用</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>41</td></tr> </table>	給与・賞与・手当	1,927百万円	賞与引当金繰入額	166	退職給付費用	145	福利厚生費	317	研究開発費	208	営業支援費	153	建物及び構築物	11百万円	工具器具及び備品	29	長期前払費用	0	計	41
給与・賞与・手当	2,012百万円																																						
賞与引当金繰入額	195																																						
退職給付費用	140																																						
福利厚生費	347																																						
研究開発費	200																																						
営業支援費	142																																						
建物及び構築物	4百万円																																						
工具器具及び備品	19																																						
計	23																																						
給与・賞与・手当	1,927百万円																																						
賞与引当金繰入額	166																																						
退職給付費用	145																																						
福利厚生費	317																																						
研究開発費	208																																						
営業支援費	153																																						
建物及び構築物	11百万円																																						
工具器具及び備品	29																																						
長期前払費用	0																																						
計	41																																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	51,895	-	-	51,895
合計	51,895	-	-	51,895
自己株式				
普通株式(注)	6,007	1,119	-	7,127
合計	6,007	1,119	-	7,127

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,119千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,114千株、単元未満株式の買取りによる増加4千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	10
合計			-	-	-	-	10

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	335	利益剰余金	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月27日

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注1)	51,895	-	1,895	50,000
合計	51,895	-	1,895	50,000
自己株式				
普通株式(注2,3)	7,127	1,712	1,895	6,944
合計	7,127	1,712	1,895	6,944

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少1,895千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,712千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,707千株、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,895千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	27
合計			-	-	-	-	27

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	335	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																												
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">9,296</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td><td style="text-align: right;">59</td></tr> <tr><td>預け金</td><td style="text-align: right;">5,000</td></tr> <tr><td>有価証券(MMF)</td><td style="text-align: right;">65</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,301</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	9,296	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	59	預け金	5,000	有価証券(MMF)	65	現金及び現金同等物	14,301	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">10,490</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td><td style="text-align: right;">59</td></tr> <tr><td>預け金</td><td style="text-align: right;">5,000</td></tr> <tr><td>有価証券(MMF)</td><td style="text-align: right;">85</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,516</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	10,490	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	59	預け金	5,000	有価証券(MMF)	85	現金及び現金同等物	15,516																								
現金及び預金勘定	9,296																																												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	59																																												
預け金	5,000																																												
有価証券(MMF)	65																																												
現金及び現金同等物	14,301																																												
現金及び預金勘定	10,490																																												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	59																																												
預け金	5,000																																												
有価証券(MMF)	85																																												
現金及び現金同等物	15,516																																												
<p>2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>(株)エス・イー・エイ (平成18年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">246</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">24</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">144</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td style="text-align: right;">66</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>関係会社株式売却益</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(株)エス・イー・エイの売却価額(総額)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">60</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(株)エス・イー・エイの現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">115</td></tr> <tr><td>差引:(株)エス・イー・エイ売却による支出</td><td style="text-align: right;">55</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;"></td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"></td></tr> </table> <p>(株)DACS (平成19年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">1,966</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">959</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">583</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td style="text-align: right;">394</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td style="text-align: right;">97</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">72</td></tr> <tr><td>利益剰余金</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>関係会社株式売却益</td><td style="text-align: right;">766</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(株)DACSの売却価額(総額)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,519</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(株)DACSの現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">415</td></tr> <tr><td>差引:(株)DACS売却による収入</td><td style="text-align: right;">2,104</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;"></td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"></td></tr> </table>	流動資産	246	固定資産	24	流動負債	144	固定負債	66	少数株主持分	0	関係会社株式売却益	0	(株)エス・イー・エイの売却価額(総額)	60	(株)エス・イー・エイの現金及び現金同等物	115	差引:(株)エス・イー・エイ売却による支出	55			流動資産	1,966	固定資産	959	流動負債	583	固定負債	394	少数株主持分	97	投資有価証券	72	利益剰余金	25	関係会社株式売却益	766	(株)DACSの売却価額(総額)	2,519	(株)DACSの現金及び現金同等物	415	差引:(株)DACS売却による収入	2,104			<p>2</p>
流動資産	246																																												
固定資産	24																																												
流動負債	144																																												
固定負債	66																																												
少数株主持分	0																																												
関係会社株式売却益	0																																												
(株)エス・イー・エイの売却価額(総額)	60																																												
(株)エス・イー・エイの現金及び現金同等物	115																																												
差引:(株)エス・イー・エイ売却による支出	55																																												
流動資産	1,966																																												
固定資産	959																																												
流動負債	583																																												
固定負債	394																																												
少数株主持分	97																																												
投資有価証券	72																																												
利益剰余金	25																																												
関係会社株式売却益	766																																												
(株)DACSの売却価額(総額)	2,519																																												
(株)DACSの現金及び現金同等物	415																																												
差引:(株)DACS売却による収入	2,104																																												

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			
1. 借主側				1. 借主側			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具器具及び 備品	10,846	6,314	4,532	工具器具及び 備品	10,408	4,430	5,978
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内				1年内			
1,543百万円				1,891百万円			
1年超				1年超			
3,237				4,420			
合計				合計			
4,781				6,312			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
支払リース料				支払リース料			
1,642百万円				1,903百万円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
1,566				1,817			
支払利息相当額				支払利息相当額			
75				115			
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。				同左			
2. 貸主側				2. 貸主側			
(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残 高				(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残 高			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
工具器具及び 備品	0	0	0	工具器具及び 備品	0	0	-
ソフトウェア	0	0	0	ソフトウェア	0	0	-
合計	1	1	0	合計	1	1	-

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 0百万円 合計 0	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 -百万円 合計 -
(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。	
(3) 受取リース料及び減価償却費 受取リース料 1百万円 減価償却費 0	(3) 受取リース料及び減価償却費 受取リース料 0百万円 減価償却費 0

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成19年3月31日)			当連結会計年度(平成20年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	373	481	108	24	130	105
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	49	66	16	-	-	-
	小計	422	547	125	24	130	105
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	186	174	12	462	397	64
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	10	10	-
	小計	186	174	12	472	408	64
	合計	609	722	112	496	538	41

(注)当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式95百万円減損処理を行っております。

4. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
135	113	4	78	121	16

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式及び関連会社株式	119	136
その他有価証券		
非上場株式	199	138
MMF	65	85
合計	384	360

6. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	前連結会計年度(平成19年3月31日)				当連結会計年度(平成20年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券								
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) その他	-	66	-	-	-	10	-	-
合計	-	66	-	-	-	10	-	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)及び当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社グループではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社のうち4社は、退職一時金制度を設けております。また、適格退職年金制度を当社および連結子会社のうち1社で導入しております。

連結子会社における退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。



2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	9,136	9,551
(2) 年金資産(百万円)	1,854	1,760
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	7,282	7,791
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	203	358
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	-	-
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) (百万円)	7,078	7,433
(7) 前払年金費用(百万円)	298	292
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(百万円)	7,377	7,725

(注) 子会社の退職給付債務の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付費用(百万円)	843	834
(1) 勤務費用(百万円)	606	611
(2) 利息費用(百万円)	206	215
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	31	34
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	61	42

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.5	2.5
(2) 期待運用収益率(%)	2.0	2.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の処理年数(年)	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数(年)	10	10

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 10百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年 ストック・ オプション	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 36名	当社取締役 1名 当社従業員 50名	当社取締役 3名 当社従業員 26名	当社取締役 5名 当社従業員 55名	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 105,000株	普通株式 105,000株	普通株式 73,000株	普通株式 38,600株	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株
付与日	平成13年8月1日	平成14年8月29日	平成15年6月30日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成18年7月31日
権利確定条件	付与日(平成13年8月1日)以降、権利確定日(平成15年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日(平成14年8月29日)以降、権利確定日(平成16年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日(平成15年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日(平成16年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成17年6月30日)以降、権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成18年7月31日)以降、権利確定日(平成19年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約2年(自平成13年8月1日至平成15年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成13年8月1日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約2年(自平成14年8月29日至平成16年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成14年8月29日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約2年(自平成15年6月30日至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成15年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成16年6月30日至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成16年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成17年6月30日至平成18年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成18年7月31日至平成19年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後3年間(自平成15年7月1日至平成18年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後3年間(自平成16年7月1日至平成19年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後3年間(自平成17年7月1日至平成20年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成17年7月1日至平成21年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成18年7月1日至平成22年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成19年8月1日至平成23年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・ オプション	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計 年度末	-	-	-	-	78,000	-
付与	-	-	-	-	-	97,000
失効	-	-	-	-	-	1,800
権利確定	-	-	-	-	78,000	-
未確定残	-	-	-	-	-	95,200
権利確定後(株)						
前連結会計 年度末	75,000	79,800	69,000	38,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	78,000	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	75,000	6,000	5,000	5,800	1,000	-
未行使残	-	73,800	64,000	32,200	77,000	-

単価情報

	平成13年 ストック・ オプション	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1,353	898	872	1,240	941	815
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	-	-	167

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において、付与された平成18年ストック・オプションについて、公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成18年ストック・オプション
株価変動性(注1)	31.7%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	0円/株
無リスク利率(注4)	1.03%

(注) 1. 平成15年7月28日の週から平成18年7月3日の週までの株価実績に基づき、週次で算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、過去の権利行使実績から合理的に見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成18年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 16百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 50名	当社取締役 3名 当社従業員 26名	当社取締役 5名 当社従業員 55名	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 105,000株	普通株式 73,000株	普通株式 38,600株	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株
付与日	平成14年8月29日	平成15年6月30日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付与日（平成14年8月29日）以降、権利確定日（平成16年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日（平成15年6月30日）以降、権利確定日（平成17年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日（平成16年6月30日）以降、権利確定日（平成17年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成17年6月30日）以降、権利確定日（平成18年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成18年7月31日）以降、権利確定日（平成19年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成19年7月31日）以降、権利確定日（平成20年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約2年（自平成14年8月29日 至平成16年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成14年8月29日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約2年（自平成15年6月30日 至平成17年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成15年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成16年6月30日 至平成17年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成16年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成17年6月30日 至平成18年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成18年7月31日 至平成19年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成19年7月31日 至平成20年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後3年間（自平成16年7月1日 至平成19年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後3年間（自平成17年7月1日 至平成20年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成17年7月1日 至平成21年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成18年7月1日 至平成22年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成19年8月1日 至平成23年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成20年8月1日 至平成24年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計 年度末	-	-	-	-	95,200	-
付与	-	-	-	-	-	116,200
失効	-	-	-	-	-	1,400
権利確定	-	-	-	-	95,200	-
未確定残	-	-	-	-	-	114,800
権利確定後(株)						
前連結会計 年度末	73,800	64,000	32,200	77,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	95,200	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	73,800	11,000	1,200	1,200	1,200	-
未行使残	-	53,000	31,000	75,800	94,000	-

単価情報

	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	898	872	1,240	941	815	921
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	-	167	153

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において、付与された平成19年ストック・オプションについて、公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

使用した評価技法      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性(注1)	30.4%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	7.5円/株
無リスク利率(注4)	1.12%

(注) 1. 3年間(平成16年7月から平成19年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、過去の権利行使実績から合理的に見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成19年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	334	399
賞与引当金	421	438
未払事業税	47	37
繰越欠損金	142	117
その他	135	122
小計	1,080	1,115
評価性引当金	14	167
	1,065	948
繰延税金資産(固定)		
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	50	57
退職給付引当金	2,977	3,115
役員退職慰労引当金	216	206
繰越欠損金	1,913	1,923
その他	426	758
小計	6,041	6,519
評価性引当金	193	3,060
	5,848	3,458
繰延税金負債(固定)		
前払年金費用	107	101
その他有価証券評価差額金	45	17
その他	1	1
	154	119
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	1,065	948
繰延税金資産(固定)	5,693	3,338
	6,759	4,287

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
住民税均等割	5.2	4.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.5	5.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.6	0.3
持分法投資損益	0.5	0.8
子会社株式売却益	25.4	-
評価性引当金の増減	-	347.3
その他	1.5	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.1	314.9

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当連結グループの情報サービス業の売上高、営業利益及び資産の金額は、いずれも全セグメントに占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社	日立ソフト ウェア エンジニア リング (株)	東京都 品川区	34,182	ソフト ウェアの 開発・販 売	(被所有) 直接23.8	兼任 1人	システム 提供サー ビス、情 報機器等 の仕入	システム 提供サー ビス他	170	売掛金	28
								関係会社 株式の 譲渡	2,520	-	-
その他の 関係会社 の親会社	(株)日立 製作所	東京都 千代田区	282,033	電気機械 器具の製 造・販売	(被所有) 間接23.8	-	情報機器 等の仕入	資金の寄託 受取利息	5,000 22	預け金 -	5,000 -

議決権等の被所有割合の間接は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)であります。

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定していますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
  - ・関係会社株式の譲渡価額につきましては、発行会社の財務内容等を勘案し、両社協議の上で決定しております。
  - ・資金の寄託の利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 2.上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、預け金以外の期末残高には消費税等を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社	日立ソフト ウェア エンジニア リング (株)	東京都 品川区	34,182	ソフト ウェアの 開発・販 売	(被所有) 直接24.7	兼任 2人	システム 提供サー ビス、情 報機器等 の仕入	システム 提供サー ビス他	220	売掛金	46
その他の 関係会社 の親会社	(株)日立 製作所	東京都 千代田区	282,033	電気機械 器具の製 造・販売	(被所有) 間接24.7	-	情報機器 等の仕入	資金の寄託 受取利息	- 38	預け金 -	5,000 -

議決権等の被所有割合の間接は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)であります。

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定していますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
  - ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 2.上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、預け金以外の期末残高には消費税等を含んでおります。



( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,133.84円	1株当たり純資産額	1,061.84円
1株当たり当期純利益金額	3.59円	1株当たり当期純損失金額	81.91円
なお、潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	162	3,619
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( )(百万円)	162	3,619
期中平均株式数(千株)	45,314	44,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の 数3,422個)	新株予約権5種類(新株予約権の 数3,686個)

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
平成19年4月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、以下のとおり実施いたしました。 1. 消却した株式の種類 普通株式 2. 消却した株式の数 1,895,753株(消却前の発行済株式総数の3.65%) 3. 消却手続完了日 平成19年5月15日 ・消却後の発行済株式総数 50,000,000株	平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、以下のとおり実施いたしました。 1. 消却した株式の種類 普通株式 2. 消却した株式の数 2,000,000株(消却前の発行済株式総数の4.00%) 3. 消却手続完了日 平成20年4月18日 ・消却後の発行済株式総数 48,000,000株

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	120	111	6.50	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
合計	120	111	-	-

(注)「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第45期 (平成19年3月31日)		第46期 (平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
[資産の部]						
流動資産						
1.現金及び預金			7,890		9,062	
2.受取手形			18		27	
3.売掛金	1		10,328		10,535	
4.有価証券			65		85	
5.仕掛品			2,401		1,064	
6.貯蔵品			56		73	
7.前払費用			326		319	
8.繰延税金資産			973		858	
9.預け金	1		5,000		5,000	
10.その他			134		51	
11.貸倒引当金			25		25	
(流動資産合計)			27,169	43.1	27,053	47.1
固定資産						
1.有形固定資産						
(1)建物		16,170		16,331		
減価償却累計額		7,154	9,016	7,536	8,794	
(2)構築物		253		253		
減価償却累計額		187	65	191	61	
(3)工具器具及び備品		4,303		3,938		
減価償却累計額		2,996	1,307	2,954	983	
(4)土地			10,436		10,436	
(有形固定資産合計)			20,825	33.1	20,276	35.3
2.無形固定資産						
(1)電話加入権			22		22	
(2)電信電話専用施設 利用権			13		9	
(3)ソフトウェア			3,990		1,606	
(4)その他			2		2	
(無形固定資産合計)			4,028	6.4	1,640	2.9

区分	注記 番号	第45期 (平成19年3月31日)		第46期 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		910		668	
(2) 関係会社株式		1,506		1,506	
(3) 破産更生債権等		38		49	
(4) 長期前払費用		1,256		910	
(5) 繰延税金資産		5,511		3,104	
(6) 敷金及び保証金	1	1,111		1,102	
(7) 長期貸付金		21		24	
(8) 施設利用会員権		107		110	
(9) 長期性預金		-		500	
(10) その他		537		529	
(11) 貸倒引当金		38		49	
(投資その他の資産合計)		10,963	17.4	8,456	14.7
(固定資産合計)		35,817	56.9	30,373	52.9
資産合計		62,987	100.0	57,426	100.0
[負債の部]					
流動負債					
1. 買掛金	1	2,272		1,766	
2. 未払金		463		285	
3. 未払費用	1	1,209		1,168	
4. 未払法人税等		95		83	
5. 未払消費税等		285		293	
6. 前受金		125		274	
7. 預り金		195		195	
8. 賞与引当金		867		910	
9. その他		39		39	
(流動負債合計)		5,555	8.8	5,016	8.8
固定負債					
1. 退職給付引当金		6,969		7,280	
2. 役員退職慰労引当金		259		167	
3. その他		163		204	
(固定負債合計)		7,392	11.8	7,652	13.3
負債合計		12,947	20.6	12,668	22.1

区分	注記 番号	第45期 (平成19年3月31日)		第46期 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
〔純資産の部〕					
株主資本					
1. 資本金		31,457	49.9	31,457	54.8
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		7,864		7,864	
(2) その他資本剰余金		17,086		15,278	
(資本剰余金合計)		24,951	39.6	23,143	40.3
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		358		3,854	
(利益剰余金合計)		358	0.6	3,854	6.7
4. 自己株式		6,803	10.8	6,039	10.5
(株主資本合計)		49,964	79.3	44,706	77.9
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		64	0.1	23	0.0
(評価・換算差額等合計)		64	0.1	23	0.0
新株予約権		10	0.0	27	0.0
純資産合計		50,039	79.4	44,757	77.9
負債純資産合計		62,987	100.0	57,426	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			34,621	100.0		36,088	100.0	
売上原価			30,785	88.9		31,580	87.5	
売上総利益			3,835	11.1		4,508	12.5	
販売費及び一般管理費								
1. 広告宣伝費		61				53		
2. 給与・賞与・手当		1,298				1,342		
3. 賞与引当金繰入額		145				157		
4. 退職給付費用		126				133		
5. 役員退職慰労引当金 繰入額		60				64		
6. 福利厚生費		250				261		
7. 旅費交通費		88				78		
8. 運搬費		35				41		
9. 水道光熱費		33				37		
10. 賃借料		59				58		
11. 減価償却費		153				56		
12. 研究開発費	1	163				143		
13. 事務電算処理費		35				29		
14. 営業支援費		142				153		
15. 瑕疵修理・無償保守費		79				23		
16. 貸倒引当金繰入額		14				0		
17. その他		828	3,575	10.3		824	3,460	9.6
営業利益			260	0.8		1,047	2.9	

区分	注記 番号	第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業外収益					
1.受取利息		31		45	
2.有価証券利息		0		2	
3.受取配当金	3	240		80	
4.不動産賃貸収入	3	154		151	
5.その他		35		30	
営業外収益合計			462		311
			1.3		0.9
営業外費用					
1.出資金運用費用		3		-	
2.不動産賃貸費用	3	129		146	
3.固定資産維持費用		48		-	
4.たな卸資産評価損		254		-	
5.その他		6		18	
営業外費用合計			441		165
			1.3		0.5
経常利益			281		1,193
			0.8		3.3
特別利益					
1.投資有価証券売却益		32		121	
2.関係会社株式売却益		1,222		-	
3.その他		34		6	
特別利益合計			1,290		127
			3.7		0.4
特別損失					
1.固定資産除却損	2	21		41	
2.投資有価証券売却損		4		16	
3.関係会社株式売却損		10		-	
4.投資有価証券評価損		28		95	
5.ソフトウェア除却損		399		144	
6.ソフトウェア評価損		-		2,277	
7.たな卸資産処分損		556		-	
8.その他		3		40	
特別損失合計			1,023		2,617
			2.9		7.3
税引前当期純利益 又は当期純損失( )			548		1,296
			1.6		3.6
法人税、住民税 及び事業税		32		31	
法人税等調整額		157	189	2,550	2,581
			0.6		7.1
当期純利益 又は当期純損失( )			358		3,877
			1.0		10.7

製造原価（売上原価）明細書

区分	注記 番号	第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
		金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	
労務費	1		10,445	32.6		10,369	33.7	
外注費			11,845	36.9		10,348	33.6	
機器材料費			2,315	7.2		2,255	7.3	
経費								
1. 機械賃借料			3,784			3,673		
2. 減価償却費			1,275			1,792		
3. その他			2,420	7,479	23.3	2,330	7,795	25.4
当期総製造費用				32,086	100.0		30,769	100.0
期首仕掛品				2,110			2,401	
計				34,196			33,170	
他勘定振替高	2		3,668			1,325		
期末仕掛品			2,401			1,064		
ソフトウェア償却高			2,659			800		
当期製品製造原価				30,785			31,580	

(注)

第45期	第46期																																								
<p>1. 労務費には次の費目が含まれております。</p> <table> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>722百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>645</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入額	722百万円	退職給付費用	645	<p>1. 労務費には次の費目が含まれております。</p> <table> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>752百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>631</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入額	752百万円	退職給付費用	631																																
賞与引当金繰入額	722百万円																																								
退職給付費用	645																																								
賞与引当金繰入額	752百万円																																								
退職給付費用	631																																								
<p>2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>2,434</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>営業支援費</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>瑕疵修理費・無償保守費</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>特別損失</td> <td>724</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,668</td> </tr> </table>	固定資産		ソフトウェア	2,434	販売費及び一般管理費		研究開発費	82	営業支援費	142	瑕疵修理費・無償保守費	79	営業外費用	167	特別損失	724	その他	38	計	3,668	<p>2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>987</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>営業支援費</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>瑕疵修理費・無償保守費</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別損失</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,325</td> </tr> </table>	固定資産		ソフトウェア	987	販売費及び一般管理費		研究開発費	72	営業支援費	153	瑕疵修理費・無償保守費	23	営業外費用	-	特別損失	-	その他	89	計	1,325
固定資産																																									
ソフトウェア	2,434																																								
販売費及び一般管理費																																									
研究開発費	82																																								
営業支援費	142																																								
瑕疵修理費・無償保守費	79																																								
営業外費用	167																																								
特別損失	724																																								
その他	38																																								
計	3,668																																								
固定資産																																									
ソフトウェア	987																																								
販売費及び一般管理費																																									
研究開発費	72																																								
営業支援費	153																																								
瑕疵修理費・無償保守費	23																																								
営業外費用	-																																								
特別損失	-																																								
その他	89																																								
計	1,325																																								
<p>3. 原価計算の方法 プロジェクト別個別原価計算</p>	<p>3. 原価計算の方法 同左</p>																																								
<p>4. 当社では事業の性質上、原則として製品在庫を持ちませんので「当期製品製造原価」は「売上原価」と一致します。従って損益計算書では「当期製品製造原価」の表示はおこなわず「売上原価」として表示しております。</p>	<p>4. 同左</p>																																								



【株主資本等変動計算書】

第45期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					プログラム等準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,457	7,864	18,373	26,237	106	1,500	2,893	1,286	5,937	50,471
事業年度中の変動額										
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替額 (注)			1,286	1,286			1,286	1,286		-
プログラム等準備金取崩額 (注)					106		106	-		-
別途積立金取崩額(注)						1,500	1,500	-		-
当期純利益							358	358		358
自己株式の取得									865	865
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	1,286	1,286	106	1,500	3,251	1,644	865	507
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,457	7,864	17,086	24,951	-	-	358	358	6,803	49,964

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	144	144	-	50,616
事業年度中の変動額				
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替額 (注)				-
プログラム等準備金取崩額 (注)				-
別途積立金取崩額(注)				-
当期純利益				358
自己株式の取得				865
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	80	80	10	69
事業年度中の変動額合計 (百万円)	80	80	10	576
平成19年3月31日 残高 (百万円)	64	64	10	50,039

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

第46期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,457	7,864	17,086	24,951	358	358	6,803	49,964
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					335	335		335
当期純損失					3,877	3,877		3,877
自己株式の取得							1,044	1,044
自己株式の処分(注)			1,808	1,808			1,808	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	1,808	1,808	4,213	4,213	764	5,257
平成20年3月31日 残高 (百万円)	31,457	7,864	15,278	23,143	3,854	3,854	6,039	44,706

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	64	64	10	50,039
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				335
当期純損失				3,877
自己株式の取得				1,044
自己株式の処分(注)				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	40	40	16	23
事業年度中の変動額合計 (百万円)	40	40	16	5,281
平成20年3月31日 残高 (百万円)	23	23	27	44,757

(注) 取締役会決議による自己株式の消却であります。

重要な会計方針

項目	第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準 及び評価方法	(1) 仕掛品 個別法による原価法 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法	(1) 仕掛品 同左 (2) 貯蔵品 同左
3. 固定資産の 減価償却の方法	(1) 有形固定資産 総合研究所・赤坂本社事務所・高津 事業所及び幕張事業所の建物 定額法 特定の契約に基づく専用設備 定額法 その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 5～63年 工具器具及び備品 4～20年	(1) 有形固定資産 総合研究所・赤坂本社事務所・高津 事業所及び幕張事業所の建物 同左 特定の契約に基づく専用設備 同左 その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 5～63年 工具器具及び備品 4～20年 (会計処理の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税引前当期純損失は4百万円増加しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益はそれぞれ19百万円減少し、税引前当期純損失は19百万円増加しております。

項目	第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(2) 無形固定資産            自社利用のソフトウェア            社内における利用可能期間(5年)            に基づく定額法            市場販売目的のソフトウェア            見込販売本数に基づく償却額と残存            有効期間に基づく均等配分額のい            ずれか大きい額。            見込有効期間は3年以内であり            ます。            その他の無形固定資産            定額法</p> <p>(3) 少額減価償却資産            取得価額が10万円以上20万円未            満の資産については、3年均等償            却</p> <p>(4) 長期前払費用            定額法</p> <p>(1) 貸倒引当金            債権の貸倒れによる損失に備え            るため、一般債権については貸            倒実績率により、貸倒懸念債            権等特定の債権については個            別に回収可能性を勘案し、回            収不能見込額を計上してあり            ます。</p> <p>(2) 賞与引当金            従業員の賞与の支出に備える            ため、翌事業年度の賞与支給            見込額のうち当期に帰属する            部分の金額(実際支給見込基            準)を計上してあります。</p> <p>(3) 役員賞与引当金            役員賞与の支出に備えるため、            翌事業年度の役員賞与支給見            込額のうち当事業年度に帰属            する部分の金額を計上してあ            ります。            (会計処理の変更)            当事業年度より、「役員賞与に            関する会計基準」(企業会計基            準第4号平成17年11月29日)            を適用してあります。            なお、これによる影響はあり            ません。</p>	<p>(2) 無形固定資産            自社利用のソフトウェア            同左              市場販売目的のソフトウェア            同左              その他の無形固定資産            同左</p> <p>(3) 少額減価償却資産            同左</p> <p>(4) 長期前払費用            同左</p> <p>(1) 貸倒引当金            同左</p> <p>(2) 賞与引当金            同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金            役員賞与の支出に備えるため、            翌事業年度の役員賞与支給見            込額のうち当事業年度に帰属            する部分の金額を計上してあ            ります。</p>

項目	第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>5. リース取引の処理方法</p> <p>6. その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理方法 同左</p>

会計処理方法の変更

第45期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第46期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は50,028百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ10百万円減少しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第45期(平成19年 3月31日)	第46期(平成20年 3月31日)																																
<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">299百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">462</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> </table>	流動資産		売掛金	299百万円	預け金	5,000	固定資産		敷金及び保証金	744	流動負債		買掛金	462	未払費用	96	<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">392</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">103</td> </tr> </table>	流動資産		売掛金	126百万円	預け金	5,000	固定資産		敷金及び保証金	744	流動負債		買掛金	392	未払費用	103
流動資産																																	
売掛金	299百万円																																
預け金	5,000																																
固定資産																																	
敷金及び保証金	744																																
流動負債																																	
買掛金	462																																
未払費用	96																																
流動資産																																	
売掛金	126百万円																																
預け金	5,000																																
固定資産																																	
敷金及び保証金	744																																
流動負債																																	
買掛金	392																																
未払費用	103																																

( 損益計算書関係 )

第45期 ( 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日 )	第46期 ( 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 )												
<p>1. 研究開発費の総額 163百万円</p> <p>当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21</td> </tr> </table> <p>3. 関係会社に係る注記</p> <p>営業外収益の受取配当金240百万円の内231百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外収益の不動産賃貸収入154百万円の内120百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外費用の不動産賃貸費用129百万円の内96百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。</p>	建物及び構築物	2百万円	工具器具及び備品	18	計	21	<p>1. 研究開発費の総額 143百万円</p> <p>当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41</td> </tr> </table> <p>3. 関係会社に係る注記</p> <p>営業外収益の受取配当金80百万円の内67百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外収益の不動産賃貸収入151百万円の内113百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外費用の不動産賃貸費用146百万円の内89百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。</p>	建物及び構築物	11百万円	工具器具及び備品	29	計	41
建物及び構築物	2百万円												
工具器具及び備品	18												
計	21												
建物及び構築物	11百万円												
工具器具及び備品	29												
計	41												

( 株主資本等変動計算書関係 )

第45期 ( 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日 )

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 ( 千株 )	当事業年度増加 株式数 ( 千株 )	当事業年度減少 株式数 ( 千株 )	当事業年度末 株式数 ( 千株 )
普通株式 ( 注 )	6,007	1,119	-	7,127
合計	6,007	1,119	-	7,127

( 注 ) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,119千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,114千株、単元未満株式の買取りによる増加4千株であります。

第46期 ( 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 )

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 ( 千株 )	当事業年度増加 株式数 ( 千株 )	当事業年度減少 株式数 ( 千株 )	当事業年度末 株式数 ( 千株 )
普通株式 ( 注 1 , 2 )	7,127	1,712	1,895	6,944
合計	7,127	1,712	1,895	6,944

( 注 ) 1 . 普通株式の自己株式の株式数の増加1,712千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,707千株、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。

2 . 普通株式の自己株式の株式数の減少1,895千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)				第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			
1. 借主側				1. 借主側			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具器具及び 備品	10,636	6,218	4,417	工具器具及び 備品	10,148	4,286	5,861
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			1,497百万円	1年内			1,736百万円
1年超			3,164	1年超			4,193
合計			4,661	合計			5,930
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額			
支払リース料			1,600百万円	支払リース料			1,849百万円
減価償却費相当額			1,526	減価償却費相当額			1,766
支払利息相当額			73	支払利息相当額			112
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分については利息法 によっております。				同左			
2. 貸主側				2. 貸主側			
(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残 高				(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残 高			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
工具器具及び 備品	0	0	0	工具器具及び 備品	0	0	-
ソフトウェア	0	0	0	ソフトウェア	0	0	-
合計	1	1	0	合計	1	1	-



第45期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																
<p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	1年内	0百万円	合計	0	受取リース料	1百万円	減価償却費	0	<p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table> <p>(3) 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	1年内	- 百万円	合計	-	受取リース料	0百万円	減価償却費	0
1年内	0百万円																
合計	0																
受取リース料	1百万円																
減価償却費	0																
1年内	- 百万円																
合計	-																
受取リース料	0百万円																
減価償却費	0																

(有価証券関係)

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)及び当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	第45期 (平成19年3月31日)	第46期 (平成20年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	334	399
賞与引当金	352	415
未払事業税	38	27
繰越欠損金	142	117
その他	106	64
小計	973	1,025
評価性引当金	-	167
	973	858
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	386	745
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	70	57
退職給付引当金	2,829	2,955
役員退職慰労引当金	105	67
繰越欠損金	1,766	1,776
その他	83	91
小計	5,699	6,152
評価性引当金	22	2,913
	5,676	3,239
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	43	16
その他	121	118
	165	134
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	973	858
繰延税金資産(固定)	5,511	3,104
	6,485	3,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	第45期 (平成19年3月31日)	第46期 (平成20年3月31日)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.6	3.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	17.4	2.3
住民税均等割	5.4	2.3
評価性引当金増減	-	235.8
その他	0.6	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5	199.1

( 1株当たり情報 )

第45期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第46期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,117.51円	1株当たり純資産額 1,038.90円
1株当たり当期純利益金額 7.92円	1株当たり当期純損失金額 87.76円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第45期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第46期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	358	3,877
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( )(百万円)	358	3,877
期中平均株式数(千株)	45,314	44,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数 3,422個)	新株予約権5種類(新株予約権の数 3,686個)

( 重要な後発事象 )

第45期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第46期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
平成19年4月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、以下のとおり実施いたしました。 1. 消却した株式の種類 普通株式 2. 消却した株式の数 1,895,753株(消却前の発行済株式総数の3.65%) 3. 消却手続完了日 平成19年5月15日 ・消却後の発行済株式総数 50,000,000株	平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、以下のとおり実施いたしました。 1. 消却した株式の種類 普通株式 2. 消却した株式の数 2,000,000株(消却前の発行済株式総数の4.00%) 3. 消却手続完了日 平成20年4月18日 ・消却後の発行済株式総数 48,000,000株

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他 有価証券	ダイワMMF (マネー・マネージメント・ファンド)	85,455,291	85
		小計	85,455,291	85
投資有価証券	その他 有価証券	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	356,500	306
		(株)データ・アプリケーション	2,200	125
		(株)りそなホールディングス	550	91
		(株)DACS	50,000	72
		(株)東京海上日動コミュニケーションズ	390	19
		その他 8 銘柄	45,870	42
		小計	455,510	658
計			85,910,801	743

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証券	N J F 7号	3	3
		N I F ニューテクノロジーファンド	2	6
計			5	10

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,170	176	15	16,331	7,536	385	8,794
構築物	253	-	-	253	191	4	61
工具器具及び備品	4,303	184	549	3,938	2,954	478	983
土地	10,436	-	-	10,436	-	-	10,436
有形固定資産計	31,163	360	564	30,959	10,683	868	20,276
無形固定資産							
電話加入権	22	-	-	22	-	-	22
電信電話専用施設利用権	200	-	-	200	191	4	9
ソフトウェア(注)1、2	7,272	1,113	2,471	5,913	4,306	1,073	1,606
その他	15	-	-	15	13	0	2
無形固定資産計	7,510	1,113	2,471	6,151	4,511	1,078	1,640
長期前払費用	1,903	445	223	2,125	1,215	749	910
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. ソフトウェアの当期増加額の主なものは、仕掛品からソフトウェアへの振替高987百万円であります。  
2. ソフトウェアの当期減少額の主なものは、市場販売目的のソフトウェアの評価損2,277百万円であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	64	27	0	16	74
賞与引当金	867	910	867	-	910
役員退職慰労引当金	259	64	156	-	167

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額16百万円及び債権の回収による取崩額0百万円であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成20年3月31日現在)における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
当座預金	7
普通預金	8,033
外貨預金	-
定期預金	1,020
別段預金	0
小計	9,061
合計	9,062

b. 受取手形

イ. 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ヤクルト本社	27
光ビジネスフォーム(株)	0
合計	27

ロ. 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成20年4月	17
5月	-
6月	10
合計	27

c. 売掛金

イ. 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
昭和リース(株)	1,449
草加市役所	436
ジブラルタ生命保険(株)	416
東日本電信電話(株)	358
(株)三菱東京UFJ銀行	325
その他	7,549
合計	10,535

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)} \times 366$
10,328	37,892	37,685	10,535	78.2	101

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

d. 仕掛品の明細

品目	金額(百万円)
情報処理・通信サービス	93
ソフトウェア開発	318
システム提供サービス	518
その他システム関連サービス	6
購入製品	127
合計	1,064

e. 貯蔵品の明細

品目	金額(百万円)
カード・用紙	65
消耗品	7
合計	73

f. 預け金

相手先	金額(百万円)
(株)日立製作所	5,000
合計	5,000

固定資産

繰延税金資産

繰延税金資産は、3,104百万円であり、その内容については「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

流動負債

買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)アイ・エス・エス	248
東芝テック(株)	106
(株)K D S	105
(株)富士通エフサス	92
日本電子計算機(株)	34
その他	1,178
合計	1,766

固定負債  
退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	8,997
年金資産	1,650
未認識数理計算上の差異	358
前払年金費用	292
合計	7,280

(3)【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券 1,000株券 10,000株券の株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料(注)1	1枚につき300円
株券喪失登録に伴う手数料(注)1	1. 喪失登録申請 1件につき 8,600円 2. 喪失登録株券 1枚につき 500円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.ines.co.jp/ir/koukoku.html">http://www.ines.co.jp/ir/koukoku.html</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1. 新株交付手数料、株券喪失登録に伴う手数料および買取手数料については、上記のほか消費税等相当額を徴収いたします。

2. 平成20年6月25日開催の第46回定時株主総会において、単元未満株式を保有する株主による会社法第194条に基づく単元未満株式の売渡請求ができる買増制度導入のための定款変更の決議を行いました。なお、この取扱いについては、平成20年6月26日より開始いたします。当社における単元未満株式の買増制度の概要は下記のとおりであります。

取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店
買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
受付停止期間	当社決算期日(3月31日)または中間決算期日(9月30日)以前12営業日前から、当社決算期日または中間決算期日まで

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第45期）（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）平成19年6月26日 関東財務局長に提出

#### (2)半期報告書

（第46期中）（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）平成19年12月19日 関東財務局長に提出

#### (3)自己株券買付状況報告書

報告期間	（自平成19年3月1日至平成19年3月31日）	平成19年4月12日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年4月1日至平成19年4月30日）	平成19年5月11日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年5月1日至平成19年5月31日）	平成19年6月12日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年6月1日至平成19年6月30日）	平成19年7月13日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年7月1日至平成19年7月31日）	平成19年8月14日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年8月1日至平成19年8月31日）	平成19年9月13日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年9月1日至平成19年9月30日）	平成19年10月12日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年10月1日至平成19年10月31日）	平成19年11月12日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年11月1日至平成19年11月30日）	平成19年12月10日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成19年12月1日至平成19年12月31日）	平成20年1月11日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成20年1月1日至平成20年1月31日）	平成20年2月12日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成20年2月1日至平成20年2月29日）	平成20年3月13日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成20年3月1日至平成20年3月31日）	平成20年4月14日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成20年4月1日至平成20年4月30日）	平成20年5月14日	関東財務局長に提出
報告期間	（自平成20年5月1日至平成20年5月31日）	平成20年6月12日	関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

株式会社アイネス

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。